

米沢市国土強靱化地域計画

(案)

令和3年3月策定

(令和 年 月改定)

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 強靱化の理念	3
2 基本目標	3
3 国土強靱化を推進するうえでの基本的な方針	3
第3章 脆弱性評価	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 脆弱性評価の枠組み	4
3 「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
4 評価の実施手順	6
5 評価の結果	6
第4章 強靱化に向けた施策推進方針	7
1 施策推進方針の整理	7
2 施策分野ごとの施策推進方針	7
個別施策分野の推進方針	8
(1) 行政機能／消防等／防災教育等	8
(2) 住宅・都市	13
(3) 保険医療・福祉	17
(4) エネルギー	20
(5) 情報通信	21
(6) 産業構造	22
(7) 交通・物流	23
(8) 農林水産	25
(9) 国土保全・農地	27
(10) 環 境	30
(11) 土地利用（国土利用）	31
横断的分野の推進方針	32
(A) リスクコミュニケーション	32
(B) 人材育成	36
(C) 公民連携	37
(D) 老朽化対策	38
(E) デジタル活用	40
第5章 計画の推進	42
1 計画の推進管理	42
2 計画の見直し	42

資 料 編	43
【別表1】脆弱性評価結果	44
【別表2】個別事業一覧	66

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を策定し、その後の社会情勢の変化、近年の災害から得られた知見等を踏まえ、令和5年7月に新たな基本計画が閣議決定されている。

本市においては、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、令和3年3月に「米沢市国土強靱化地域計画」を策定した。本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、今年度で計画期間の5年目を迎えることから、これまでの取組の検証や国基本計画の改定等を踏まえ、「米沢市国土強靱化地域計画」を改定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となるものである。

また、本計画を推進するにあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）と取組の関係性を位置付け、SDGsの理念や目標を踏まえ、施策を推進することとする。

なお、米沢市まちづくり総合計画と米沢市地域防災計画との関係は以下のとおりである。

(1) 米沢市まちづくり総合計画

総合計画は、中長期におけるまちづくりの全体像を描く、本市の最上位計画であり、市の各個別計画（実施計画・各種施策など）の指針となるものである。

(2) 米沢市国土強靱化地域計画

米沢市国土強靱化地域計画は、市の各個別計画と同様に、総合計画の目標達成に寄与することを目的としており、特に「事前防災・強靱性」に重点を置き、地域構造の強化（インフラ耐久化、経済被害の最小化など）を目標としている。

(3) 米沢市地域防災計画

米沢市地域防災計画は、災害予防、応急・復旧対策（避難・救助・情報伝達など）、復旧・復興をカバーするもので、地震や水害などの具体的な災害への予防と対応等を記載した計画になっている。

(4) 3計画の関係

米沢市まちづくり総合計画において策定された地域構造の強化に関連する各種取り組みに対して、米沢市国土強靱化地域計画の「事前対策」が米沢市地域防災計画の「予防策」と連動し、また、地域防災計画の「応急体制」が国土強靱化地域計画の「強靱性」を支える仕組みとなっている。これらは、目的や対象とする範囲などは異なるものの相互に連携し地域の安全と持続性を高める役割を担っている。

■ 3 計画の位置付け

項目	米沢市まちづくり総合計画	米沢市国土強靱化地域計画	米沢市地域防災計画
目的	中長期におけるまちづくりの全体像を描く、本市の最上位計画	総合計画の目標達成に寄与 強靱な地域構造の構築	災害予防、応急・復旧対策
範囲	都市計画、産業、福祉、 教育、防災など	防災・減災、強靱性に特化	災害対策に特化
時間軸	10年間	中期の事前対策を重点	即時対応と中長期の復旧
法的根拠	任意 (米沢市総合計画策定条例)	国土強靱化基本法	災害対策基本法

3 計画の期間

本計画の期間を、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの概ね5年間とする。ただし、施策の中には、長期的な取組が必要なものも含むため、全ての施策が計画期間内に完了するものではない。

なお、国基本計画の改定をはじめ、米沢市まちづくり総合計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、期間中の施策の見直しや期間の延長等を行う場合がある。

第2章 計画の基本的な考え方

1 強靱化の理念

本市域の強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、米沢市の国土強靱化を推進するうえで、次の4つの基本目標を設定する。

いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

3 国土強靱化を推進するうえでの基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

- (1) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
地域の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。
- (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靱化
自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
デジタルの力を最大限活用し、地域が直面する災害への対応力を強化する。併せて、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進する。
- (4) 災害時における事業継続性確保をはじめとした公民連携強化
地域が直面する災害リスクに対応するため、国・県との連携を強化するとともに、民間との連携・協働による取組を推進する。
- (5) 地域における防災力の一層の強化
地域の持続性を脅かす危機に対し、地域資源の活用と地域力の結集により、高齢者・障がい者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、市域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

2 脆弱性評価の枠組み

(1) 想定するリスク

本市において脅威となる、地震災害や風水害・土砂災害、火山災害、雪害は、いずれも市民の命を危険に陥らせ、市民生活に大きな被害をもたらすおそれがある。

あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえ、本計画では、これらの甚大な被害をもたらす可能性のある以下の大規模自然災害を想定するリスクの対象とした。

(2) 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

市内／外	自然災害の種類		想定する被災規模等
市内	大規模地震	内陸型 海洋型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等による 豪雨・竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風被害による人的・物的被害等
	火山噴火		常時観測火山(吾妻山)の大規模噴火を想定。例えば噴石の飛散や火砕流の発生などに伴う人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等	
市外 (県外)	大規模地震・津波		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震(東日本大震災クラス)など、市外(県外)で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等

3 「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章2で設定した「基本目標」を踏まえ、国基本計画で設定されている6つの「事前に備えるべき目標」及び35の「起きてはならない最悪の事態」を基礎とし、想定される大規模自然災害に際して大都市に特有の事象の除外、本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、以下の6つの「事前に備えるべき目標」と28の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-5	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による災害対応機能の大幅な低下
		2-7	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）石油・LPガスサプライチェーンの長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-4	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-5	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 評価の実施手順

設定した 28 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連する現行の施策（国、県が取組主体となるものを除く。）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

5 評価の結果

評価結果は、別表 1 「脆弱性評価結果」のとおり。

第4章 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部局等の所管する業務等を勘案して設定した11の個別施策分野と5つの横断的分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

○ 個別施策分野

- (1) 行政機能／消防等／防災教育等、(2) 住宅・都市、(3) 保健医療・福祉、
- (4) エネルギー、(5) 情報通信、(6) 産業構造、(7) 交通・物流、(8) 農林水産、
- (9) 国土保全、(10) 環境、(11) 土地利用（国土利用）

○ 横断的分野

- (A) リスクコミュニケーション、(B) 人材育成、(C) 公民連携、(D) 老朽化対策、
- (E) デジタル活用

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の個別施策分野、5つの横断的分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び6つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

この施策推進方針に基づき実施する具体的事業については、別表2「個別事業一覧」に整理する。なお、施策推進方針は第1章「3 計画の期間」に記載したとおり、長期的な取組が必要なものも含み、全ての施策が計画期間内に完了するものではないため、同様に事業一覧に記載した事業には本計画期間中に完了しないものも含まれる。具体的な事業実施時期等は、米沢市まちづくり総合計画実施計画や各年度の予算において定めるものである。

また、公共施設の維持管理に関する共通事項については、「米沢市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」で定めた、①公共施設等の保有総量の適正化、②維持管理・運営効率の向上、③安全・安心で快適な利用環境の確保の3つの基本原則に基づき、公共施設全体の最適化を図っていく。

【凡 例】

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

() 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載

[] 内には、当該施策の取組主体（国、県、市、民間の4区分）を記載

《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

個別施策分野の推進方針

施策推進方針に基づき実施していく個別事業を取りまとめたものである。なお、施策推進方針は、長期的な取組が必要なものも含み、全ての施策が計画期間内に完了するものではない。

(1) 行政機能／消防等／防災教育等

<行政機能>

(防災拠点となる施設の耐震化の推進) (1-1,3-1) [市] 《住宅・都市》

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化を図る。特に、市有施設において「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していない施設については、耐震化を一層推進する。

(避難所となる施設の耐震化等の推進) (1-1) [市]

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化を図る。
- 活断層や浸水想定区域等の災害危険区域（自然災害による危険性が高い場所）に立地する施設については、安全な区域への移転・建替を推進するとともに、嵩上げなどの改修による機能維持、災害時の避難確保計画の作成等、状況に応じた対策を進める。
- 市の17行政区のコミュニティセンターは災害時の避難場所として重要だが、老朽化、耐震性の低さ、災害危険区域内にある施設があるため、必要に応じた対策を進める。

(避難所として活用される安全・安心な学校施設の整備と充実) (2-3) [市] 《住宅・都市》

- 今後新たに整備する学校（東成、南成、北成中学校）及び既設の学校施設の長寿命化改修工事において、バリアフリー化やトイレ洋式化、太陽光発電等の非常用電源の整備を行い、避難所としての機能強化を推進する。

(避難指示等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [市] 《リスクコミ》

- 洪水時の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

(タイムラインの運用) (1-3) [市]

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の周知及び運用により、被害の最小化を図る。

(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定) (1-4) [国・県・市] 《国土保全、リスクコミ》

- 土砂災害の発生が予想される際の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に則して発令基準を適宜改正し、市民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、発令基準の周知を図る。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [国・県・市] 《国土保全、リスクコミ》

- 土砂災害警戒区域等に居住する住民への土砂災害ハザードマップの周知徹底及び定期的な改定、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

(住民データの保全) (3-1) [市] 《デジタル》

- 大規模災害時におけるデータの消失というリスクを減らすため、プライベートクラウド、ガバナメントクラウド、パブリッククラウドなどの各種クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

<情報伝達機能>

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

(1-4) [市] 《国土保全、リスクコミ、デジタル》

- 河道閉塞・火山噴火に起因する土石流及び地すべり等による大規模な土砂災害が急迫している場合に都道府県等から通知される「土砂災害緊急情報」など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

(防災DX化の推進) (1-7, 3-1) [市] 《情報通信、デジタル》

- 大規模な災害が発生した場合、現状よりも少人数の職員での対応が想定され、従来の体制では被害状況の情報収集・発信など、災害対応が難しくなるおそれがある。このため、デジタル技術を活用して、災害の予防、情報伝達、被害状況把握、復旧・復興を強化する取り組みを推進していく。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-7, 3-1, 5-1) [県・市] 《情報通信、デジタル》

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの適切な維持管理を行う。

(災害時情報伝達手段の多様化・体制強化) (1-7, 5-1) [県・市・民間] 《情報通信、デジタル》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、総合防災システムを有効に活用し、迅速な情報発信に努める。
- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、複数のシステムをワンオペレーション化して短時間に送信できる仕組みを構築する。
- パソコンや携帯電話を持たない住民に対しても迅速に災害情報を伝達するため、浸水想定区域拡大に伴った対象者への防災ラジオの配付について再検討するなど情報伝達手段の多様化を図る。
- 自主防災組織や町内会への出前講座等の機会をとらえて、SNS登録について普及を図る。

<応急・復旧対策>

(自主防災組織の結成促進・継続支援等) (1-7, 5-1, 6-1) [市・民間] 《リスクコミ》

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織の結成をさらに推進していく。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、より一層の活動の活性化を働きかけていく。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-7,5-2) [市・民間] 《公民連携》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時における防災拠点施設や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

(業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [市] 《人材育成》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務については、「米沢市業務継続計画」に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、実効性を高めるために定期的に計画内容の点検・更新を行う。

(被災者生活再建支援制度の拡充) (6-1) [市]

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効だが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組を進める。

(罹災証明等に係る円滑な被災者支援) (3-1,6-4) [国・県・市] 《国土保全、人材育成》

- 国や県が主催する住家被害認定調査の研修会に積極的に参加する等、職員の人材育成に努める。
- 対口支援や協力協定等に基づいた被災自治体への応援職員の派遣を通じた実務経験等の蓄積に努める。
- 住家被害認定調査(調査計画等の総合マネジメント支援及び住家被害認定調査支援)に関するDX化を推進する。
- 罹災証明書交付手続きに関する市役所内の体制を整備する。
- 大規模災害時における迅速な罹災証明書の発行のため、国が推進している「被災者台帳システムの構築・整備」を進める。

<防災訓練>

(防災訓練の充実) (1-7) [市・民間] 《リスクコミ》

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であるため、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

(原子力災害に係る防災訓練等の実施) (4-2) [国・県・市] 《環境、リスクコミ》

- 原子力災害に対応するため、県が実施する放射線や原子力対策に関する研修会に参加するとともに、地域防災計画(原子力災害対策)に基づき、関係機関との通信訓練や市民に対する情報伝達訓練等の実施や市民への防災意識の普及を図る。

<防災教育>

(防災士の養成) (1-7,5-1,6-1) [市・民間] 《リスクコミ、人材育成》

- 防災講話や地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の資格取得に向けて、市民の資格取得費用を助成し、防災士を育成する。

(防災教育の充実) (1-7) [市・民間] 《リスクコミ》

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び市ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る。

<広域連携>

(広域防災拠点の強化) (2-1,2-4) [国、県、市]

- 大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点として、道の駅米沢を整備しているが、緊急消防援助隊、自衛隊、その他の防災関係機関等が集結するための地積が不足しているため、広域防災拠点として利活用可能な施設選定及び指定を進める。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-4,3-1) [市]

- 他市町村と締結している応援協定の実効性を確保するため、受援体制を整備する。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-4) [県、市、民間] 《公民連携》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定に基づき、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

(自衛隊との連携強化) (2-1) [国、市]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(警察との連携強化) (2-1) [県、市]

- 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い、連携体制の強化を図る。

<消防等>

(置賜広域行政事務組合の消防機能の維持・強化支援)

- 置賜広域行政事務組合が計画している消防本部・米沢消防署の建替えは、地域の消防機能維持・強化に極めて重要であるため、構成自治体として積極的に支援する。

(消防団の充実・強化) (2-1) [市]

- 人口減少、少子化などによる消防団員の高齢化と若年団員の減少を補うため、継続した人材の確保を図るとともに、分団の統合や再配置、常備消防との連携強化、団員一人ひとりの知識・技術の向上等、団員の質的向上を図る。
- 地域消防防災力の中核的な役割を担う消防団への安全装備品の整備など、消防団活動の更なる充実強化を図る。

(消防との連携強化) (2-1) [市]

- 災害時における救助活動の遅延や火災の延焼等を防止するため、平常時から消防と情報交換などを行い、連携強化を図る。

(消防水利の整備) (1-2) [市]

- 消防活動上重要な、耐震性防火水槽及び消火栓等の消防水利の整備を計画的に進める。特に、消防水利の不足する地域への消防水利の充実を図る。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
防災拠点施設の耐震化率	99.4%(R7)	100%
学校施設長寿命化計画の策定	策定(R3)	随時見直し
学校屋内運動場の空調設備整備数	0 施設(R7)	3 施設
地区ごとのタイムラインの作成率(浸水・土砂)	100%(R7)	内容の充実
新防災マップの作成・配布	00%(R7)	100%(R8)
住民情報系システム(個別システムを除く)のデータセンターの利用	利用済(R7)	現状維持
米沢デジタルマップ(公開GIS)への防災情報の搭載数	7 情報(R7)	現状維持
社会開放施設のスマートロック(リモートロック)設置施設数	3 施設(R7)	28 施設(R8)
防災情報等の自動起動手段数	6 種類(R7)	現状維持
公式SNS(Facebook)の登録者数(フォロワー数)	2,415 人(R7)	2,500 人
公式SNS(LINE)の登録者数(友だち数)	29,025 人(R7)	39,000 人
公式SNS(X)の登録者数(フォロワー数)	4,586 人(R7)	7,000 人
災害時の放送要請に関する協定締結数	3 か所(R7)	開拓・拡充
自主防災組織の組織率	75.43%(R7)	100%
防災拠点施設に供給する燃料確保に係る協定締結数	1 件(H25)	現状維持
業務継続計画(BCP)の整備	見直し済(R7)	随時見直し
被災時における住家被害認定調査に係る受援・協力に関する民間団体等の協定の締結数	未締結(R7)	1 件以上
防災士資格取得者数	のべ 82 名(R7)	のべ 122 名
防災に関する出前講座の実施回数	のべ 53 回/年(R6)	現状維持
防災訓練を実施した自主防災組織の割合	20%(R6)	100%
広域防災拠点の指定か所数	10 か所(R7)	開拓・拡充
県及び県内自治体との災害時相互応援協定締結数	6 か所(R7)	開拓・拡充
県外自治体との災害時相互応援協定締結数	12 か所(R7)	開拓・拡充
人的応援の受入れに関する受援計画の策定	未策定(R7)	策定
消防水利の充足率	94.65%(R7)	100%

(2) 住宅・都市

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

(防災拠点となる施設の耐震化の推進) (1-1, 3-1) [市] 《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化を図る。特に、市有施設において「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していない施設については、耐震化を一層推進する。

(住宅・建築物の耐震化の促進) (1-1) [市]

- 平成 25 年時点で約 81%だった市内の住宅の耐震化率は、平成 30 年時点で約 92.9%※1 となり、全国平均の約 87%※2 を上回ったが、耐震性が不十分なものが多く存在している。このため、これらの耐震化を早急に進める。また、ブロック塀等の耐震対策を促進する。

(市営住宅の耐震化・老朽化対策の促進) (1-1) [市、民間] 《老朽化対策》

- 令和 6 年度末に廃止された旧改良住宅については、倒壊による周辺への危険を防止するため、計画的に解体を進める。
- 市営住宅について、「米沢市公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理（修繕、改修、用途廃止等）を推進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化等) (1-1) [市、民間]

- 不特定多数が利用する民間建築物の耐震化は公共建築物に比べ遅れているため、国の制度活用や啓発活動の充実で耐震化を促進する。特に、耐震診断が義務付けられた大規模民間建築物は、診断結果に基づき対応する。
- 小中学校の統合・廃止に伴う放課後児童クラブの再編成のための施設整備（改修・修繕）を促進する。
- 本市が設置する児童養護施設興望館は、昭和 49 年に建設され、平成 22 年実施の耐震診断では、補強の必要はない施設となっている。また、平成 12 年に大規模改修工事、平成 24 年に省エネ効果のある設備への交換工事を実施し、建物の機能維持に努めている。今後は、計画的な維持管理を推進する。
- すこやかセンター（平成 6 年 3 月築）は、新耐震基準で建設されているが老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理を推進する。
- 新耐震基準を満たすナセBAと伝国の杜は、建物の状態を確認しながら計画的な維持管理を行う。
- 市民文化会館は、耐震補強が完了しているものの建築後 50 年が経過し、老朽化が進んでいる状況である。今後、施設の現状、利用状況を踏まえ、施設の在り方を検討していく。
- 埋蔵文化財資料室においても老朽化が進んでいる状況にある。埋蔵文化財資料室は、遊休施設等への移転を検討する。
- スポーツ施設は指定避難所や防災拠点として、災害時に必要な機能維持のため適切な維持管理を進める。特に、市営体育館及び武道館（昭和 47 年 5 月築）は耐震基準を満たすが、他のスポーツ施設と同様に老朽化が進んでおり、計画的な大規模改修や建替え等の検討を行っていく。
- 斎場（昭和 46 年築）については、令和 3 年 3 月に耐震補強工事が完了したが、50 年以上を経過している。今後、建替え等の検討を進めていく。

(避難所として活用される安全・安心な学校施設の整備と充実) (2-3) [市] 《行政機能》

- 今後新たに整備する学校や長寿命化改修工事において、バリアフリー化やトイレ洋式化、太陽光発電等の非常用電源の整備を行い、避難所としての機能強化を推進する。

(都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進) (1-1, 1-2) [市] 《老朽化対策》

- 市街地の公園・広場は災害時の緊急避難場所や火災延焼防止の防災機能を有するが、付帯施設(遊具・トイレ等)は20年以上経過し老朽化が進んでいるため、計画的な点検・更新・改築で安全性を確保する。

<その他対策>

(空き家対策の推進) (1-1) [市]

- 「米沢市空家等対策計画」(平成30年度策定)に基づき、老朽化した危険な空き家の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理・対策を行う。

(文化財の保存・防災対策の促進) (6-3) [市]

- 文化財はその性質上脆弱なものが多く、自然災害や火災等の影響を受けやすいことから、保存修理や防災対策を進めて保存を図る。
- 災害発生時に被害状況を把握するため、各所の有形・無形文化財の現状を調査・記録を進める。

<水道>

(水道施設の耐震化の推進) (2-4, 5-3) [市] 《老朽化対策》

- 災害発生時において避難所・病院等へ水道の供給を継続する必要があるため、耐震性のない管路が多くあるため、随時耐震管への更新を行う。

(応急給水体制の整備) (2-4, 5-3) [市] 《公民連携》

- 災害発生時において、迅速な応急給水や復旧活動を行う。

(地下水利(井戸水)の活用) (5-3) [市]

- 上水道の大規模断水時にも使用可能な地下水利を確保する。

<下水道等>

(下水道施設の改築・耐震化の推進) (5-3) [市] 《老朽化対策》

- 下水道管渠は、当初整備したものが間もなく更新時期を迎えることから、計画的な改築を進めていく。
- 処理場・ポンプ場施設についても、処理機能を維持するため、施設の健全度や目標耐用年数に併せて改築を進めていく。
- 地震時においても下水道の最低限有すべき機能を確保する必要があるため、下水道施設の耐震化を進める。
- 処理場・ポンプ場施設の耐水化対策については、「中高頻度の確率（1回/30年～1回/80年）の雨による浸水被害に耐えうる。」とする基準があり、市の施設はこの基準を上回る耐水性があることから、施設（ハード面）整備は行わず、BCP（ソフト面）による対策をする。

(内水浸水対策の促進) (1-3) [市]

- 近年、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。特に、警報級の大雨時には、アンダーパス部において車両水没が発生しているため、冠水対策として、排水設備の補修・更新を計画的に実施するとともに、車両の侵入を防止する安全対策施設整備を進める。
- 令和4年8月豪雨の際、内水氾濫による床上浸水被害が発生した。内水氾濫地区の解消に向け、雨水管渠の整備の必要性を検証する。

(下水道に係る業務継続計画（BCP）の策定) (5-3) [市]

- 下水道に関する業務継続計画（BCP）は既に策定されているが、頻発・激甚化する災害に備え、より具体的かつ実行可能な計画へと深化させる。

(合併処理浄化槽への転換促進) (5-3) [市]

- 公共用水域の水質向上、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、汲み取り便槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
防災拠点施設の耐震化率(再掲)	99.4%(R7)	100%
米沢市公営住宅長寿命化計画の改定	改定中(R7)	改定(R8)
米沢市建築物耐震改修促進計画の策定	策定済(H19)	随時見直し
米沢市都市公園施設長寿命化計画の策定	見直し済(R4)	現状維持
米沢市空家等対策計画の策定	策定済(H30)	改定(R10 予定)
空き家・空き地利活用支援事業の活用件数	15 件/年(R6)	のべ 50 件
不良住宅・特定空家等除却促進事業における除却件数	10 件/年(R6)	のべ 50 件
水道管路の耐震化率	12.5%(R6)	15.5%
下水道管渠の計画的な改築に向けた米沢市下水道ストックマネジメント計画の改定及び米沢市上下水道耐震化計画の策定と見直し (公共下水道管渠改築事業)	00%(R7)	100%(R9)
関係団体との応急給水訓練の実施	1 回/年(R7)	現状維持
災害時等地下水利利用協定の締結数	1 か所(R7)	開拓・拡充
処理場施設の老朽化対策達成率	62%(R7)	79%(R10)
処理場施設の耐震化対策達成率	52%(R7)	60%(R10)
排水施設の冠水時の警報装置等設置箇所数	1 か所(R7)	3 か所
米沢市下水道業務継続計画(BCP)の策定	策定済(R2)	随時見直し

(3) 保険医療・福祉

<要配慮者支援>

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-7) [市、民間]

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する。

(要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成等) (1-3, 1-4) [市、民間]

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、介護保険施設、児童施設等)は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられているため、適切な指導・助言を行い、具体的かつ実効性のある避難経路・避難先の計画作成を促していく。

(指定避難場所・避難所の確保等) (2-3) [市、民間]

- 新たな土砂災害のおそれがある場所の公表及び浸水想定区域の告示により、災害危険区域(自然災害による危険性が高い場所)内にある公共施設(学校、コミュニティセンター等)設があるため、民間施設を活用した避難所の確保を検討する。
- 本市における福祉避難所は、高齢者を対象とした介護保険施設9箇所、障がい者を対象とした施設2箇所がある。しかし、土砂災害警戒区域内に立地している施設もあるため、安全な場所にある福祉避難所の整備を拡充していく。
- 発災時における、受入態勢や要配慮者と施設のマッチング作業などの一連の流れを円滑に行うため、福祉施設の被災等も想定した体制整備を検討していく。
- ペット同行避難が可能な指定避難所は、中学校5校(体育館ピロティ)と公園等(車中泊)としているが、他の指定避難所においてもペット同行避難に対応可能な避難所を確保する。

<医療機関等の非常時対応>

(市立病院における災害時医療救護体制の整備) (2-2, 2-7) [市]

- 市は、災害時の救急医療体制を確保するため、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を行うための体制整備を図る。
- 医療活動が医師や医薬品の不足により円滑に行えない場合に応援要請をして対処するなど、医療機関や防災関係機関と連携を密接に行い、医療体制の充実を図る。
- 現状でも医療関係者が不足している状況にあるなか、災害時の救急医療体制の確保に向けて、米沢市医師会や民間病院等との連携強化に努めていく。
- 負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージについては、米沢市医師会と体制の整備を行っていく。

(市立病院における災害拠点病院指定に向けた医療体制強化事業) (2-2, 2-7) [市]

- 市立病院は災害拠点病院として、燃料等の十分な備蓄、災害時の適切な患者受入れ、DMAT等の派遣、患者の広域搬送等、災害医療機能の確保に努めており、新病院の災害拠点病院への指定を目指していく。

(社会福祉施設等における食糧等の備蓄) (2-3, 2-4) [市、民間]

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄の周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-3) [市、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な運営指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う。

<各種医療支援>

(災害時の医療支援体制の構築) (2-2) [県・市]

- 平時から県・米沢市医師会・消防等と連携し、発災時に被災者へ迅速かつ効果的な医療支援を行う体制を構築する。

(民間事業所等との連携強化) (2-2, 2-4, 2-7) [市、民間] 《公民連携》

- 災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、知識や経験を有する民間企業や専門家(有資格者)等との、災害に関する応援協定の締結を推進する。

<防疫対策>

(避難所等における感染症の拡大防止対策の強化) (2-3, 2-6) [国、県、市、民間]

- 災害時における感染症の発生を防止するためには、消毒等の速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であるため、段ボールベッド、間仕切り、簡易テント等を配備するなど、生活空間の衛生の確保を図る。

(防疫対策の推進) (2-6) [国、県、市、民間]

- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、集団感染が懸念される感染症の発生に備えて予防対策、蔓延防止対策など一連の対策の推進を図る。
- 基本的対策として、平時から定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 床上浸水等の発生時における感染対策として、防疫活動に必要な薬剤配布等の支援を行い、衛生環境を確保する。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率(浸水想定区域)	100.0%(R7)	内容の充実
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率(土砂災害警戒区域)	100.0%(R7)	内容の充実
民間の指定避難所の設置数	5 か所(R7)	7 か所
福祉避難所の設置数	11 か所(R2)	現状維持
ペット同行で避難できる避難所の設置数	5 か所(R7)	随時拡充
市立病院における業務継続計画の策定及び見直し	策定済(R7)	随時見直し
大規模災害対応、BCPに基づく院内訓練回数	1 回/年(R7)	現状維持
社会福祉施設の防災計画策定率	100%(R7)	現状維持
市総合防災訓練(医療救護所設置運営訓練)	1 回/年(R7)	現状維持
民間事業所との災害時応援協定締結数(物資供給)	11 か所(R7)	開拓・拡充

(4) エネルギー

<エネルギー供給体制の強化>

(エネルギー供給事業者等との連絡強化) (5-2) [市、民間] 《産業構造》

- 電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (5-2) [市、民間] 《産業構造、環境》

- 災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
エネルギー供給事業者等との協定締結数	2 か所(R7)	開拓・拡充
再生可能エネルギー導入量	51,742kW(R5)	57,000kW

(5) 情報通信

<多様な通信手段の確保>

(防災DX化の推進)(1-7,3-1)[市]《行政機能、デジタル》

- 大規模な災害が発生した場合、現状よりも少人数の職員での対応が想定され、従来の体制では被害状況の情報収集・発信など、災害対応が難しくなるおそれがある。このため、デジタル技術を活用して、災害の予防、情報伝達、被害状況把握、復旧・復興を強化する取り組みを推進していく。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)(1-7,3-1,5-1)[県・市]《行政機能、デジタル》

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの適切な維持管理を行う。

(災害時情報伝達手段の多様化・体制強化)(1-7,5-1)[県・市・民間]

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、総合防災システムを有効に活用し、迅速な情報発信に努める。
- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、複数のシステムをワンオペレーション化して短時間に送信できる仕組みを構築する。
- パソコンや携帯電話を持たない住民に対しても迅速に災害情報を伝達するため、浸水想定区域拡大に伴った対象者への防災ラジオの配付について再検討するなど情報伝達手段の多様化を図る。
- 自主防災組織や町内会への出前講座等の機会をとらえて、SNS登録について普及を図る。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保・訓練の実施)(2-5)[市]《デジタル》

- 災害時に孤立の危険性がある集落に貸与している衛星携帯電話について、定期的な通信訓練を実施する。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
米沢デジタルマップ(公開GIS)への防災情報の搭載数(再掲)	7 情報(R7)	現状維持
社会開放施設のスマートロック設置施設数(再掲)	3 施設(R7)	28 施設(R8)
防災情報等の自動起動手段数(再掲)	6 種類(R7)	現状維持
公式SNS(Facebook)の登録者数(フォロワー数)	2,415 人(R7)	2,500 人
公式SNS(LINE)の登録者数(友だち数)	29,025 人(R7)	39,000 人
公式SNS(X)の登録者数(フォロワー数)	4,586 人(R7)	7,000 人
災害時の放送要請に関する協定締結数(再掲)	3 か所(R7)	開拓・拡充
孤立危険性のある集落への衛星携帯電話の配備率	100%(R7)	現状維持

(6) 産業構造

<企業活動>

(企業の事業継続計画（BCP）策定支援）（4-1）〔市、民間〕

- 大規模な自然災害が発生した場合、各事業者の経営だけでなく、取引先など連鎖的に影響があることから、災害発生時に経済活動の停滞を招かないため、いち早く事業活動が再開され、また継続されるよう、事業者の事業継続計画策定を支援していく。

(リスク分散を重視した企業誘致等の推進) (4-1) [市、民間]

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組を推進する。

<エネルギー供給体制の強化>

(エネルギー供給事業者等との連絡強化) (5-2) [市、民間] 《エネルギー》

- 電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (5-2) [市、民間] 《エネルギー、環境》

- 災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
米沢オフィス・アルカディア利用率	86.7%(R7)	93.6%
エネルギー供給事業者等との協定締結数(再掲)	2か所(R7)	開拓・拡充
再生可能エネルギー導入量(再掲)	51,742kW(R5)	57,000kW

(7) 交通・物流

<道路関係防災対策>

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (1-1, 2-2, 2-4, 5-4) [国、県、市] 《老朽化対策》

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路等の整備を国、県、高速道路管理者と連携して推進する。被災時の円滑かつ迅速な避難・救助のため、落石等の危険箇所の防災対策、雪崩・防雪対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ施設や舗装、大型カルバートの長寿命化を進める。

(道路橋梁等の耐震化・老朽化対策の推進) (1-1, 2-2, 2-4, 5-4) [市] 《老朽化対策》

- 道路施設の防災対策として、落石崩壊、岩石崩壊、雪崩等の要対策箇所の点検及び対策工事を計画的に実施する。また、橋梁の耐震化は、緊急輸送道路等の橋梁を重点に計画的な対策工事を実施していく。
- 橋梁を含む道路施設の老朽化対策として、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理・更新を計画的に実施する。

(孤立集落アクセスルートの確保) (2-5) [国、県、市]

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備を推進する。

(路線バス等地域公共交通の確保) (5-4) [国・県・市・民間]

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通の確保を図る。

(道路管理者間の連携体制の確保) (2-5, 5-4) [国・県・市]

- 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応する。

<豪雪対策>

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-6) [国・県・市]

- 暴風雪時において、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する。

(道路の防雪施設の整備) (1-6) [国・県・市]

- 各道路管理者(国、県、市町村)においては、防雪施設の整備、除雪車両の更新を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を推進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-6) [国・県・市]

- 各道路管理者(国・県・市町村)は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化、人材育成など安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

<鉄道関係防災対策>

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備) (5-4) [国・県・市]

- 山形新幹線のとりわけ山岳区間である福島～米沢間では、大雨・強風・大雪の影響や動物との衝突などの輸送障害により、運休や遅延が多く発生しているため、安全性や安定性を確保できる「山形新幹線米沢トンネル(仮称)」整備に向けた要望を行っていく。

<その他対策>

(駐車場・駐輪場の耐震化・維持管理の促進) (1-1, 1-2) [市]

- まちなか駐車場及び駅前自転車駐車場は、新耐震基準を満たしている。今後は、施設の計画的な維持管理等を推進する。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1, 2-4) [市]

- 本市には、道の駅が2箇所あるが、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、あらかじめ防災拠点としての運用体制について検討していく。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
米沢市橋梁長寿命化修繕計画の策定	更新済(R7)	現状維持
米沢市除雪計画の策定	策定(毎年)	現状維持
まちなか駐車場・駅前自転車駐車場の耐震化率	100%(R1)	現状維持

(8) 農林水産

<農林業施設の耐震化・老朽化対策>

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (1-4) [市] 《国土保全・農地》

- 平成30年7月の西日本豪雨で、多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(令和元年7月)が制定された。本市において旧基準で2箇所だった該当ため池は、新基準で7箇所となり、そのすべてについてハザードマップを作成して周知していく。

(災害に強い路網整備の推進) (2-5,4-4) [市]

- 令和元年の台風や令和2年7月の豪雨により、林道が被災し復旧に時間を要しているため、災害に強い路網を整備する。

(農業生産基盤の整備) (4-4) [市] 《国土保全・農地》

- 農業が有する水源涵養機能や土壌崩壊防止などの多面的機能は、適正な農業生産活動によって発揮されることから、農業生産活動に不可欠な農地や農業用水路などの農業生産基盤を整備する。

(野生鳥獣による農作物被害対策の推進) (4-4) [市] 《国土保全・農地》

- 鳥獣による農作物被害の拡大は、耕作放棄地の増加及び集落機能の低下につながるため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する。

(森林の公益的機能の維持・増進) (4-4) [市]

- 間伐や主伐後の再造林を推進し、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

<食料供給>

(青果物地方卸売市場での災害時における生鮮食料品の安定供給) (4-3) [市、民間]

- 米沢市青果物地方卸売市場は、食を支える社会的インフラである青果物地方卸売市場として、平時・非常時とも安定的かつ安全に食料供給ができるよう機能強化を図る。
- 施設は、建設後50年以上経過しており、老朽化している施設の整備が課題だが、施設の規模や整備内容の検討に当たっては、過大な整備投資にならないよう将来的な人口減少やマーケットの縮小を見通すとともに、流通環境の変化に対応した機能の取捨選択などを慎重に検討し、適正な施設整備を行う。
- 現在の卸売団地周辺は洪水時の浸水想定区域に該当しているため、嵩上げなどによる機能維持等を検討する。

(農業災害対策の推進による食料生産基盤の確保) (4-3) [市、民間]

- 近年、自然災害による農作物等への被害が増加しているため、技術的な対策による被害防止や被害からの早期復旧を支援し、安定した食料生産基盤を確保する。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
防災重点ため池ハザードマップの公表箇所数・公表率	4 箇所・50%(R7)	7 箇所・100%
第2次米沢市農業振興計画の策定	策定済(R6)	現状維持
米沢市森林整備計画の策定	見直し・再策定(R8)	現状維持
全国公設地方卸売市場協議会との災害時相互応援協定締結	締結済(R7)	現状維持

(9) 国土保全・農地

<火山噴火対策>

(火山噴火に対する警戒体制の整備) (1-5) [国、県、市、民間] 《リスクコミ》

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップを広く普及啓発していく。
- 平常時から火山防災関係者(吾妻山火山防災協議会)による顔の見える関係を構築するとともに、研修会等を通じて連携の強化を図る。

<洪水・土砂災害対策>

(防災マップの更新) (1-3, 1-4, 6-1) [市] 《リスクコミ》

- 近年、増加する記録的短時間大雨(ゲリラ豪雨)による内水氾濫及び新たに発表された浸水想定区域、さらに土砂災害のおそれのある場所の公表等による新たな危険区域(地域)を提示する。

(防災マップを活用した出前講座等による危険区域(地域)の周知)

(1-3, 1-4, 6-1) [市] 《リスクコミ》

- 防災マップは、洪水時の浸水想定区域・浸水深、土砂災害の警戒区域等を示しており、住民の自助行動を促すが、理解不足や認知度が低いため、自主防災組織、町内会、学校等での出前講座を通じた普及活動を行い周知していく。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (1-4) [市] 《農林水産》

- 平成30年7月の西日本豪雨で、多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(令和元年7月)が制定された。本市において旧基準で2箇所だった該当ため池は、新基準で7箇所となり、そのすべてについてハザードマップを作成して周知していく。

(河川管理施設の維持管理) (1-3) [市]

- 近年、気候の変動による局地的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)が急増していたため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにしていく。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [国・県・市] 《行政機能、リスクコミ》

- 土砂災害警戒区域等に居住する住民への土砂災害ハザードマップの周知徹底及び定期的な改定、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定) (1-4) [国・県・市] 《行政機能、リスクコミ》

- 土砂災害の発生が予想される際の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に則して発令基準を適宜改正し、市民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、発令基準の周知を図る。

(農業生産基盤の整備) (4-4) [市] 《農林水産》

- 農業が有する水源涵養機能や土壌崩壊防止などの多面的機能は、適正な農業生産活動によって発揮されることから、農業生産活動に不可欠な農地や農業用水路などの農業生産基盤を整備する。

(野生鳥獣による農作物被害対策の推進) (4-4) [市] 《農林水産》

- 鳥獣による農作物被害の拡大は、耕作放棄地の増加及び集落機能の低下につながるため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する。

<復旧復興対策>

(罹災証明等に係る円滑な被災者支援) (3-1, 6-4) [国・県・市] 《行政機能》

- 国や県が主催する住家被害認定調査の研修会に積極的に参加する等、職員の人材育成に努める。
- 対口支援や協力協定等に基づいた被災自治体への応援職員の派遣を通じた実務経験等の蓄積に努める。
- 住家被害認定調査(調査計画等の総合マネジメント支援及び住家被害認定調査支援)に関するDX化を推進する。
- 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に関する実施体制を整備する。
- 大規模災害時における迅速な罹災証明書の発行のため、国が推進している「被災者台帳システムの構築・整備」を進める。

(適正な土地利用の推進) (1-3, 1-4, 1-5) [市] 《土地利用》

- 市街地の浸水等による死傷者の発生を防ぐため、災害危険区域(自然災害による危険性が高い場所)への新たな住宅地等の開発を抑制するとともに、同じく災害危険区域にある既存の住宅地等にあっては、安全な区域へ居住を誘導するなど働きかけを行っていく。

(迅速な復興に資する地籍調査の推進) (6-5) [市] 《土地利用》

- 地籍調査が行われていない地域では、被災地での道路復旧や住宅再建時に土地の境界復元が困難で、境界トラブルや確認作業に時間と手間がかかり、復旧・復興が遅れるおそれがある。特に、災害危険区域(自然災害による危険性が高い場所)にある人家密集地域では、道路復旧や住宅再建を円滑に進めるため、地籍調査の必要性が高い。このため、国土調査推進特別措置法に基づき、計画的に推進する。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
吾妻山火山防災協議会図上訓練への参加	3回/年 (R7)	現状維持
防災重点ため池ハザードマップの公表箇所数・公表率(再掲)	4箇所・50% (R7)	7箇所・100%
地区ごとのタイムラインの作成率(浸水・土砂)(再掲)	100% (R7)	内容の充実
第2次米沢市農業振興計画の策定(再掲)	策定済 (R6)	現状維持

被災時における住家被害認定調査に係る受援・協力に関する民間団体等の協定の締結数（再掲）	未締結（R7）	1件以上
米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画の策定（再掲）	策定済（R7）見直し	現状維持
地籍調査事業の進捗率	6.9%（R5）	9.5%

(10) 環 境

<有害物質・危険物対策>

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) (4-2) [市、民間] 《リスクコミ》

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

<放射線対策>

(原発事故発生時の初動対応の強化) (4-2) [市] 《リスクコミ》

- 県から、原発事故等発生時の通報を受けた際、地域防災計画（原子力災害対策）に基づき、迅速かつ正確な対応ができるよう、情報連絡体制、実施手順等に関する初動対応マニュアルを整備する。

(原子力災害に係る防災訓練等の実施) (4-2) [国・県・市] 《リスクコミ》

- 原子力災害に対応するため、県が実施する放射線や原子力対策に関する研修会に参加するとともに、地域防災計画（原子力災害対策）に基づき、関係機関との通信訓練や市民に対する情報伝達訓練等の実施や市民への防災意識の普及を図る。

<エネルギー供給体制の強化>

(再生可能エネルギーの導入拡大) (5-2) [市、民間] 《エネルギー、産業構造》

- 災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく。

<災害廃棄物対策>

(災害廃棄物処理体制の整備) (6-2) [市]

- 大規模災害時には、通常のごみに加え、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物処理の協力体制を整備する。
- 平時から、災害廃棄物の仮置場として使用可能な用地を選定しておく。
- 災害廃棄物受入に対する他自治体との連携体制の構築と運搬体制の整備を検討する。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
再生可能エネルギー導入量(再掲)	51,742kW (R5)	57,000kW
災害廃棄物処理計画の策定	情報収集(R7)	完了(R8)

(11) 土地利用（国土利用）

<復旧復興対策>

（適正な土地利用の推進）（1-3, 1-4, 1-5）〔市〕《国土保全》

- 市街地の浸水等による死傷者の発生を防ぐため、災害危険区域（自然災害による危険性が高い場所）への新たな住宅地等の開発を抑制するとともに、同じく災害危険区域にある既存の住宅地等にあっては、安全な区域へ居住を誘導するなど働きかけを行っていく。

（迅速な復興に資する地籍調査の推進）（6-5）〔市〕《国土保全》

- 地籍調査が行われていない地域では、被災地での道路復旧や住宅再建時に土地の境界復元が困難で、境界トラブルや確認作業に時間と手間がかかり、復旧・復興が遅れるおそれがある。特に、災害危険区域（自然災害による危険性が高い場所）にある人家密集地域では、道路復旧や住宅再建を円滑に進めるため、地籍調査の必要性が高い。このため、国土調査推進特別措置法に基づき、計画的に推進する。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画の策定(再掲)	策定済(R7)見直し	現状維持
地籍調査事業の推進率(再掲)	6.9%(R5)	9.5%

横断的分野の推進方針

(A) リスクコミュニケーション

<行政機能>

(避難指示等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [市] 《行政機能》

- 洪水時の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に
応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [国・県・市] 《行政機能、国土保全》

- 土砂災害警戒区域等に居住する住民への土砂災害ハザードマップの周知徹底及び定期的な改
定、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定) (1-4) [国・県・市] 《行政機能、国土保全》

- 土砂災害の発生が予想される際の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害
や国のガイドライン等に則して発令基準を適宜改正し、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する
ため、発令基準の周知を図る。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

(1-4) [市] 《行政機能、国土保全、デジタル》

- 河道閉塞・火山噴火に起因する土石流及び地すべり等による大規模な土砂災害が急迫してい
る場合に都道府県等から通知される「土砂災害緊急情報」など避難に資する情報を、住民等に迅
速に周知するための体制を整備する。

(防災マップの更新) (1-3, 1-4, 6-1) [市] 《国土保全》

- 近年、増加する記録的短時間大雨(ゲリラ豪雨)による内水氾濫及び新たに発表された浸水想
定区域、さらに土砂災害のおそれのある場所の公表等による新たな危険区域(地域)を提示する。

<地域防災力>

(自主防災組織の結成促進・継続支援等) (1-7, 5-1, 6-1) [市・民間] 《行政機能》

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が
不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織の結成をさらに推進していく。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要
であるため、より一層の活動の活性化を働きかけていく。また、男女共同参画の視点に立った地
域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

(外国人等への避難誘導) (1-7, 6-1) [市・民間]

- 日本語を理解できない外国人等が、発災時に適切に避難できる体制を整備する。

(地域コミュニティの維持) (6-3) [市・民間]

- 地域コミュニティは、自助・共助・公助のうち、共助の基盤を強化し、災害に対応する力（防災力）を高めるために重要だが、人口減少と高齢化、地域リーダーの不足、市民の参画意欲の低下などにより、今後、その維持が困難になる懸念がある。このため、コミュニティの維持・強化に向けた具体的な取り組みを推進する。

<防災訓練>

(防災訓練の充実) (1-7) [市・民間] 《行政機能》

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であるため、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

<防災教育>

(防災マップを活用した出前講座等による危険区域（地域）の周知)

(1-3, 1-4, 6-1) [市] 《国土保全》

- 防災マップは、洪水時の浸水想定区域・浸水深、土砂災害の警戒区域等を示しており、住民の自助行動を促すが、理解不足や認知度が低いため、自主防災組織、町内会、学校等での出前講座を通じた普及活動を行い周知していく。

(防災士の養成) (1-7, 5-1, 6-1) [市・民間] 《行政機能、人材育成》

- 防災講話や地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の資格取得に向けて、市民の資格取得費用を助成し、防災士を育成する。

(防災教育の充実) (1-7) [市・民間] 《行政機能》

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び市ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る。

(食料等の備蓄) (2-4) [市・民間]

- 家庭における備蓄は、市民に対して「最低限3日（推奨1週間）分の食料と飲料水や衛生用品等」の備蓄を要請しており、周知のための啓発活動を行う。
- 市における備蓄は、ローリングストックによる計画的な更新を行う。

<火山噴火対策・雪下ろし事故対策>

(火山噴火に対する警戒体制の整備) (1-5) [国、県、市、民間] 《国土保全》

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップを広く普及啓発していく。
- 平常時から火山防災関係者（吾妻山火山防災協議会）による顔の見える関係を構築するとともに、研修会等を通じて連携の強化を図る。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-6) [市・民間]

- 雪下ろし中の転落事故が多発しており、県では「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発表して事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

<有害物質・危険物対策>

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) (4-2) [市、民間] 《環境》

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。
- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

(原発事故発生時の初動対応の強化) (4-2) [市] 《環境》

- 県から、原発事故等発生時の通報を受けた際、地域防災計画（原子力災害対策）に基づき、迅速かつ正確な対応ができるよう、情報連絡体制、実施手順等に関する初動対応マニュアルを整備する。

(原子力災害に係る防災訓練等の実施) (4-2) [国・県・市] 《環境》

- 原子力災害に対応するため、県が実施する放射線や原子力対策に関する研修会に参加するとともに、地域防災計画（原子力災害対策）に基づき、関係機関との通信訓練や市民に対する情報伝達訓練等の実施や市民への防災意識の普及を図る。

<関係機関との連携・人材育成>

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (6-4) [市] 《公民連携》

- 本市の災害ボランティアの受け入れは、市、米沢市社会福祉協議会、米沢市青年会議所などの関係機関が連携した「災害ボランティアセンター」を設置して行われる。このため、平時からの準備や役割分担、情報共有の仕組みの構築など、具体的な連携要領を確立していく。

(建設関係団体との連携強化) (6-4) [市、民間] 《公民連携》

- 大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じて、より一層の連携強化を図る。
- 復旧・復興を担う建設技術者、除雪オペレーター等の確保、育成を支援していく。

《目標指標》

指標名	現状値	目標値(R12)
地区ごとのタイムラインの作成率(浸水・土砂)(再掲)	100%(R7)	内容の充実
新防災マップの作成・配布(再掲)	00%(R7)	100%(R8)
自主防災組織の組織率(再掲)	75.43%(R7)	100%
防災に関する外国人支援セミナーの開催数	1回/年(R7)	現状維持

防災訓練を実施した自主防災組織の割合(再掲)	20%(R6)	100%
防災に関する出前講座の実施回数(再掲)	のべ 53 回/年(R7)	現状維持
防災士資格取得者数(再掲)	のべ 82 名(R7)	のべ 122 名
米沢市備蓄方針に基づく備蓄の進捗率	42%(R6)	100%(R12)
吾妻山火山防災協議会図上訓練への参加(再掲)	3 回/年(毎年)	現状維持
米沢市雪害対応マニュアルの策定	策定(毎年)	現状維持
米沢市災害ボランティアセンター開設・設置訓練の実施	2 回/年(R7)	現状維持
民間事業所との災害時応援協定締結数(その他)	21 か所(R7)	逐次開拓
除雪オペレーター育成支援事業による育成数	のべ 23 名(R2~6)	4 名/年

(B) 人材育成

<防災教育>

(防災士の養成) (1-7,5-1,6-1) [市・民間] 《行政機能、リスクコミ》

- 防災講話や地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の資格取得に向けて、市民の資格取得費用を助成し、防災士を育成する。

<応急・復旧対策>

(業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [市] 《行政機能》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務については、「米沢市業務継続計画」に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、実効性を高めるために定期的に計画内容の点検・更新を行う。

(罹災証明等に係る円滑な被災者支援) (3-1,6-4) [国・県・市] 《行政機能、国土保全》

- 国や県が主催する住家被害認定調査の研修会に積極的に参加する等、職員の人材育成に努める。
- 対口支援や協力協定等に基づいた被災自治体への応援職員の派遣を通じた実務経験等の蓄積に努める。
- 住家被害認定調査(調査計画等の総合マネジメント支援及び住家被害認定調査支援)に関するDX化を推進する。
- 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に関する実施体制を整備する。
- 大規模災害時における迅速な罹災証明書の発行のため、国が推進している「被災者台帳システムの構築・整備」を進める。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
防災士資格取得者数(再掲)	のべ82名(R7)	のべ122名
業務継続計画(BCP)の整備(再掲)	見直し済(R7)	随時見直し
被災時における住家被害認定調査に係る受援・協力に関する民間団体等の協定の締結(再掲)	未締結(R7)	1件以上
除雪オペレーター育成支援事業による育成数	のべ23名(R2~6)	4名/年

(C) 公民連携

<関係機関との連携>

(民間事業所等との連携強化) (2-2, 2-4, 2-7) [市、民間] 《保険医療》

- 災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、知識や経験を有する民間企業や専門家(有資格者)等との、災害に関する応援協定の締結を推進する。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-4) [県、市、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定に基づき、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (6-4) [市] 《リスクコミ》

- 本市の災害ボランティアの受け入れは、市、米沢市社会福祉協議会、米沢市青年会議所などの関係機関が連携した「災害ボランティアセンター」を設置して行われる。このため、平時からの準備や役割分担、情報共有の仕組みの構築など、具体的な連携要領を確立していく。

(建設関係団体との連携強化) (6-4) [市、民間] 《リスクコミ》

- 大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じて、より一層の連携強化を図る。
- 復旧・復興を担う建設技術者、除雪オペレーター等の確保、育成を支援していく。

<水道>

(応急給水体制の整備) (2-4, 5-3) [市] 《住宅・都市》

- 災害発生時において、迅速な応急給水や復旧活動を行う。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-7, 5-2) [市・民間] 《行政機能》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時における防災拠点施設や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
民間事業所との災害時応援協定締結数(物資供給)(再掲)	11 か所(R7)	開拓・拡充
県及び県内自治体との災害時相互応援協定締結数(再掲)	6 か所(R7)	開拓・拡充
県外自治体との災害時相互応援協定締結数(再掲)	12 か所(R7)	開拓・拡充
人的応援の受入れに関する受援計画の策定(再掲)	未策定(R7)	策定(R8)
米沢市災害ボランティアセンター開設・設置訓練の実施(再掲)	2 回/年(R7)	現状維持
民間事業所との災害時応援協定締結数(その他)(再掲)	21 か所(R7)	逐次開拓
除雪オペレーター育成支援事業育成数(再掲)	のべ 23 名(R2~6)	4 名/年
関係団体との応急給水訓練の実施回数(再掲)	1 回/年(R7)	現状維持

(D) 老朽化対策

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

(市営住宅の耐震化・老朽化対策の促進) (1-1) [市、民間] 《住宅・都市》

- 市営住宅においては、耐震性の確認がなされていない住宅が約 9%あり、耐震化を促進する。
- 市営住宅について、「米沢市公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理（修繕、改修、用途廃止等）を推進する。

(都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進) (1-1, 1-2) [市] 《住宅・都市》

- 市街地の公園・広場は災害時の緊急避難場所や火災延焼防止の防災機能を有するが、付帯施設（遊具・トイレ等）は 20 年以上経過し老朽化が進んでいるため、計画的な点検・更新・改築で安全性を確保する。

<水道>

(水道施設の耐震化の推進) (2-4, 5-3) [市] 《住宅・都市》

- 災害発生時において避難所・病院等へ水道の供給を継続する必要があるため、耐震性のない管路が多くあるため、随時耐震管への更新を行う。

<下水道等>

(下水道施設の改築・耐震化の推進) (5-3) [市] 《住宅・都市》

- 下水道管渠は、当初整備したものが間もなく更新時期を迎えることから、計画的な改築を進めていく。
- 処理場・ポンプ場施設についても、処理機能を維持するため、施設の健全度や目標耐用年数に併せて改築を進めていく。
- 地震時においても下水道の最低限有すべき機能を確保するため、下水道施設の耐震化を進める。
- 処理場・ポンプ場施設の耐水化対策については、中高頻度の確率（1/30～1/80）では浸水のおそれがないことから、ハード対策は実施せず、BCP等のソフト対策で対応する。

<道路関係防災対策>

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (1-1, 2-2, 2-4, 5-4) [国、県、市] 《交通・物流》

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路等の整備を国、県、高速道路管理者と連携して推進する。被災時の円滑かつ迅速な避難・救助のため、落石等の危険箇所の防災対策、雪崩・防雪対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ施設や舗装、大型カルバートの長寿命化を進める。

(道路橋梁等の耐震化・老朽化対策の推進) (1-1, 2-2, 2-4, 5-4) [市] 《交通・物流》

- 道路施設の防災対策として、落石崩壊、岩石崩壊、雪崩等の要対策箇所の点検及び対策工事を計画的に実施する。また、橋梁の耐震化は、緊急輸送道路等の橋梁を重点に計画的な対策工事を実施していく。

- 橋梁を含む道路施設の老朽化対策として、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理・更新を計画的に実施する。

《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
米沢市公営住宅長寿命化計画の改定(再掲)	改定中(R7)	改定(R8)
米沢市都市公園施設長寿命化計画の策定(再掲)	見直し済(R4)	現状維持
水道管路の耐震化率(再掲)	12.5%(R6)	15.5%
下水道管渠の計画的な改築に向けた米沢市下水道ストックマネジメント計画の改定及び米沢市上下水道耐震化計画の策定見直し (公共下水道管渠改築事業)(再掲)	00%(R7)	100%(R9)
処理場施設の老朽化対策達成率(再掲)	62%(R7)	79%(R10)
処理場施設の耐震化対策達成率(再掲)	52%(R7)	60%(R10)
米沢市橋梁長寿命化修繕計画(再掲)	更新済(R7)	現状維持

(E) デジタル活用

<行政機能>

(住民データの保全) (3-1) [市] 《行政機能》

- 大規模災害時におけるデータの消失というリスクを減らすため、プライベートクラウド、ガバメントクラウド、パブリッククラウドなどの各種クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

<情報伝達機能>

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

(1-4) [市] 《行政機能、国土保全、リスクコミ》

- 河道閉塞・火山噴火に起因する土石流及び地すべり等による大規模な土砂災害が急迫している場合に都道府県等から通知される「土砂災害緊急情報」など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

(防災DX化の推進) (1-7, 3-1) [市] 《行政機能、情報通信》

- 大規模な災害が発生した場合、現状よりも少人数の職員での対応が想定され、従来の体制では被害状況の情報収集・発信など、災害対応が難しくなるおそれがある。このため、デジタル技術を活用して、災害の予防、情報伝達、被害状況把握、復旧・復興を強化する取り組みを推進していく。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-7, 3-1, 5-1) [県・市] 《行政機能、情報通信》

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの適切な維持管理を行う。

(災害時情報伝達手段の多様化・体制強化) (1-7, 5-1) [県・市・民間] 《行政機能、情報通信》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、総合防災システムを有効に活用し、迅速な情報発信に努める。
- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、複数のシステムをワンオペレーション化して短時間に送信できる仕組みを構築する。
- パソコンや携帯電話を持たない住民に対しても迅速に災害情報を伝達するため、浸水想定区域拡大に伴った対象者への防災ラジオの配付について再検討するなど情報伝達手段の多様化を図る。
- 自主防災組織や町内会への出前講座等の機会をとらえて、SNS登録について普及を図っていく。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保・訓練の実施) (2-5) [市] 《情報通信》

- 本市は、災害時に孤立の危険性のある集落に対して、電話不通時の通信手段として装備している衛星携帯電話を、災害発生時に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行う。

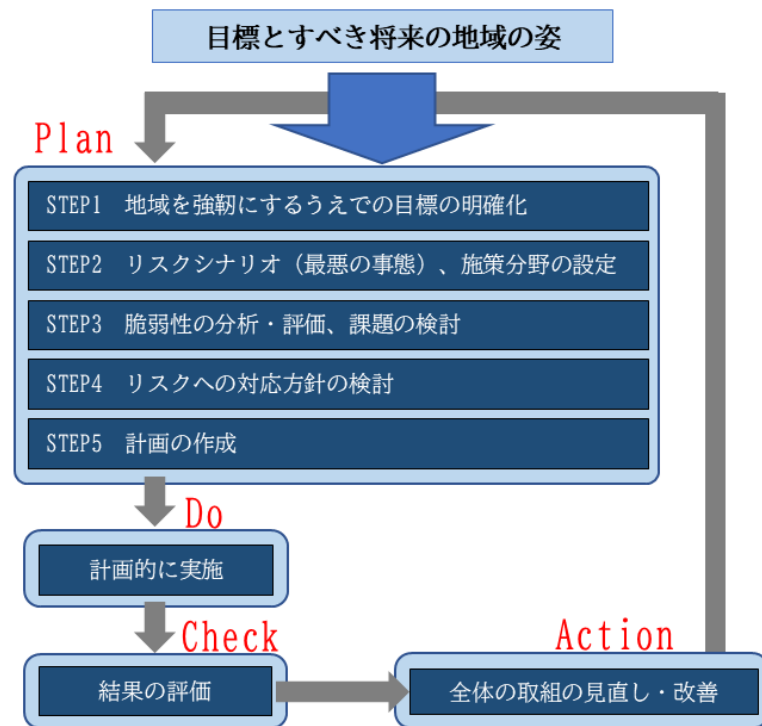
《目標指標》

指 標 名	現状値	目標値(R12)
住民情報系システム(個別システムを除く)のデータセンターの利用(再掲)	利用済(R7)	現状維持
米沢デジタルマップ(公開GIS)への防災情報の搭載数(再掲)	7 情報(R7)	現状維持
社会開放施設のスマートロック(リモートロック)設置数(再掲)	3 施設(R7)	28 施設(R8)
防災情報等の自動起動手手段数(再掲)	6 種類(R7)	現状維持
公式SNS(Facebook)の登録者数(フォロワー数)(再掲)	2,415 人(R7)	2,500 人
公式SNS(LINE)の登録者数(友だち数)(再掲)	29,025 人(R7)	39,000 人
公式SNS(X)の登録者数(フォロワー数)(再掲)	4,586 人(R7)	7,000 人
災害時の放送要請に関する協定締結数(再掲)	3 か所(R7)	開拓・拡充
孤立危険性のある集落への衛星携帯電話の配備率(再掲)	100%(R7)	現状維持

第5章 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証する PDCA サイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。



2 計画の見直し

本計画は、国基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、施策推進方針を達成するための具体的な個別事業については、各年度の実施状況を踏まえて毎年度、別表2「個別事業一覧」に整理する。

資料編

【別表 1】脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(防災拠点となる施設の耐震化の推進) (3-1にも記載)

- 市内の防災拠点施設の耐震化率は、約 99.4% (R7) で、全国平均 (約 91%) を上回っているが耐震化を一層促進する必要がある。
- 置賜総合文化センター (昭和 50 年 5 月築) は、十分な耐震性が確保されておらず、分庁舎機能の確保方法とともに施設のあり方を検討する必要がある。

(避難所となる施設の耐震化の促進)

- 市の 17 行政区のコミュニティセンターは災害時の避難場所として重要だが、老朽化、耐震性の低さ、災害危険区域内にある施設があり、早急な対応が必要である。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 平成 25 年時点で約 81% だった市内の住宅の耐震化率は、平成 30 年時点で約 92.9%※1 となり、全国平均の約 87%※2 を上回ったが、耐震性が不十分なものが多く存在している。このため、これらの耐震化を早急に進める必要がある。また、ブロック塀等の耐震対策を促進する必要がある。

※1 米沢市建築物耐震改修促進計画 (令和 4 年 3 月改定)

※2 総務省「住宅・土地統計調査」の最新値 (平成 30 年) をもとに、国土交通省推計

(空き家対策の推進)

- 「米沢市空家等対策計画」(平成 30 年度策定) に基づき、老朽化した危険な空き家の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理・対策が必要である。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化等)

- 不特定多数が利用する民間建築物の耐震化は公共建築物に比べ遅れており、国の制度活用や啓発活動の充実で耐震化を促進する必要がある。特に、耐震診断が義務付けられた大規模民間建築物は、診断結果に基づき対応する必要がある。
- 市内の認可保育所、認定こども園及び放課後児童クラブは、耐震基準を満たしているが、小・中学校の統合・廃止にともなう施設整備 (修繕・改修、更新等) を促進する必要がある。
- 本市が設置する児童養護施設興望館は、昭和 49 年に建設され、平成 22 年実施の耐震診断では、補強の必要はない施設となっている。また、平成 12 年に大規模改修工事、平成 24 年に省エネ効果のある設備への交換工事を実施し、建物の機能維持に努めている。今後は、計画的な維持管理 (修繕、改修、用途廃止等) を推進する必要がある。
- すこやかセンター (平成 6 年 3 月築) は、新耐震基準で建設されているが老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理 (修繕、改修、更新等) を推進する必要がある。
- 新耐震基準を満たすナセ BA と伝国の杜は、建物の状態を確認しながら計画的な維持管理を行う。必要がある。
- 市民文化会館は、耐震補強が完了しているものの建築後 50 年が経過し、老朽化が進んでいる状況である。今後、施設の現状、利用状況を踏まえ、施設の在り方を検討していく必要がある。

- 埋蔵文化財資料室においても老朽化が進んでいる状況にある。埋蔵文化財資料室は、小中学校の統廃合に伴う空き校舎等への移転を検討する必要がある。
- スポーツ施設は指定避難所や防災拠点として、災害時に必要な機能維持のため適切な維持管理が必要である。特に、市営体育館及び武道館（昭和47年5月築）は耐震基準を満たすが、他のスポーツ施設と同様に老朽化が進んでおり、計画的な大規模改修や建替えが必要である。
- 斎場（昭和46年築）については、令和3年3月に耐震補強工事が完了したが、で50年以上を経過している。今後、建替えの検討が必要となる。また、羽黒川の浸水想定区域内にあり、建物が浸水した場合に使用不能となるおそれがある。

（市営住宅の耐震化・老朽化対策の促進）

- 市営住宅においては、耐震性の確認がなされていない住宅が約9%あり、耐震化を促進する必要がある。
- 市営住宅について、「米沢市公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理（修繕、改修、用途廃止等）を推進する必要がある。

（駐車場・駐輪場の耐震化・維持管理の促進）

- まちなか駐車場及び駅前自転車駐輪場は、新耐震基準を満たしている。今後は、施設の計画的な維持管理等を推進する必要がある。

（都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進）（1-2にも記載）

- 市街地の公園・広場は災害時の緊急避難場所や火災延焼防止の防災機能を有するが、付帯施設（遊具・トイレ等）は20年以上経過し老朽化が進んでいるため、計画的な点検・更新・改築で安全性を確保する必要がある。

（緊急輸送道路等の防災・減災対策）（2-2, 2-4, 5-4にも記載）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等の整備を国、県、高速道路管理者と連携して推進する必要がある。被災時の円滑かつ迅速な避難・救助のため、落石等の危険箇所の防災対策、雪崩・防雪対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ施設や舗装、大型カルバートの長寿命化を進める必要がある。

（道路橋梁等の耐震化・老朽化対策の推進）（2-2, 2-4, 5-4にも記載）

- 道路施設の防災対策として、落石崩壊、岩石崩壊、雪崩等の要対策箇所の点検及び対策工事を計画的に実施する必要がある。また、橋梁の耐震化は、緊急輸送道路等の橋梁を重点に計画的な対策工事が必要である。
- 橋梁を含む道路施設の老朽化対策として、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理・更新を計画的に実施する必要がある。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(消防水利の整備)

- 本市には、518基の防火水槽と684基の消火栓が設置（令和7年度末）され、市街地・準市街地の住宅密集地における消防水利の充足率は94.65%となっている。消防水利の不足した地域を解消するため、消火栓等の整備を進めていく必要がある。

(都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進) (1-1にも記載)

- 市街地の公園・広場は災害時の緊急避難場所や火災延焼防止の防災機能を有するが、付帯施設（遊具・トイレ等）は20年以上経過し老朽化が進んでいるため、計画的な点検・更新・改築で安全性を確保する必要がある。

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む。)

(防災マップの更新) (1-4, 6-1にも記載)

- 近年、増加する記録的短時間大雨（ゲリラ豪雨）による内水氾濫及び新たに発表された浸水想定区域、さらに土砂災害のおそれのある場所の公表等による新たな危険区域（地域）を提示する必要がある。

(【新】防災マップを活用した出前講座等による危険区域（地域）の周知) (1-4, 6-1にも記載)

- 防災マップは、洪水時の浸水想定区域・浸水深、土砂災害の警戒区域等を示しており、住民の自助行動を促すが、理解不足や認知度が低いため、自主防災組織、町内会、学校等での出前講座を通じた普及活動が必要である。

(避難指示等の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等にに応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

(タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめ周知する必要がある。

(要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成等) (1-4にも記載)

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、介護保険施設、児童施設等）は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられているため、適切な指導・助言を行い、具体的かつ実効性のある避難経路・避難先の計画作成を促す必要がある。

(河川管理施設の維持管理)

- 近年、気候の変動による局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増している。このため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

(内水浸水対策の促進)

- 近年、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。特に、警報級の大雨時には、アンダーパス部において車両水没が発生している。このため、冠水対策として、排水設備の補修・更新を計画的に実施するとともに、車両の侵入を防止する安全対策施設整備を早急に進める必要がある。
- 令和4年8月豪雨の際、内水氾濫による床上浸水被害が発生した。内水氾濫地区の解消に向け、雨水管渠の整備の必要性を検証する必要がある。

(適正な土地利用の推進) (1-4, 1-5 にも記載)

- 市街地の浸水等による死傷者の発生を防ぐため、災害危険区域（自然災害による危険性が高い場所）への新たな住宅地等の開発を抑制するとともに、同じく災害危険区域にある既存の住宅地等においては、安全な区域へ居住を誘導する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

(防災マップの更新) (1-3, 6-1 にも記載)

- 近年、増加する記録的短時間大雨（ゲリラ豪雨）による内水氾濫及び新たに発表された浸水想定区域、さらに土砂災害のおそれのある場所の公表等による新たな危険区域（地域）を提示する必要がある。

(【新】防災マップを活用した出前講座等による危険区域（地域）の周知) (1-3, 6-1 にも記載)

- 防災マップは、洪水時の浸水想定区域・浸水深、土砂災害の警戒区域等を示しており、住民の自助行動を促すが、理解不足や認知度が低いため、自主防災組織、町内会、学校等での出前講座を通じた普及活動が必要である。

(要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成等) (1-3 にも記載)

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、介護保険施設、児童施設等）は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられているため、適切な指導・助言を行い、具体的かつ実効性のある避難経路・避難先の計画作成を促す必要がある。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)

- 土砂災害警戒区域等に居住する住民への土砂災害ハザードマップの周知徹底及び定期的な改定、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。

(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定)

- 土砂災害の発生が予想される際の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に則して発令基準を適宜改正する必要がある。また、市民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、発令基準の周知を図る必要がある。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 河道閉塞・火山噴火に起因する土石流及び地すべり等による大規模な土砂災害が急迫している場合に都道府県等から通知される「土砂災害緊急情報」など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

(適正な土地利用の推進) (1-3, 1-5 にも記載)

- 市街地の浸水等による死傷者の発生を防ぐため、災害危険区域(自然災害による危険性が高い場所)への新たな住宅地等の開発を抑制するとともに、同じく災害危険区域にある既存の住宅地等にあっては、安全な区域へ居住を誘導する必要がある。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進)

- 平成30年7月の西日本豪雨で、多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(令和元年7月)が制定された。本市において旧基準で2箇所だった該当ため池は、新基準で8箇所となり、そのすべてについてハザードマップを作成し、周知していく必要がある。

(避難所となる施設の土砂災害等対策)

- 一部の小・中学校やコミュニティセンターは、土砂災害警戒区域等内にあり、別施設への避難誘導や垂直避難の検討が必要である。

1-5 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

(火山噴火に対する警戒避難体制の整備)

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップを広く普及啓発していく必要がある。
- 平常時から火山防災関係者(吾妻山火山防災協議会)による顔の見える関係を構築するとともに、研修会等を通じて連携の強化を図る必要がある。

(適正な土地利用の推進) (1-3, 1-4, にも記載)

- 市街地の浸水等による死傷者の発生を防ぐため、災害危険区域(自然災害による危険性が高い場所)への新たな住宅地等の開発を抑制するとともに、同じく災害危険区域にある既存の住宅地等にあっては、安全な区域へ居住を誘導する必要がある。

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(暴風雪時における的確な道路管理の推進)

- 暴風雪時において、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

(道路の防雪施設の整備)

- 各道路管理者(国、県、市町村)においては、防雪施設の整備、除雪車両の更新を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

(道路の除雪体制等の確保)

- 各道路管理者(国・県・市町村)は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業

者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化、人材育成など安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- 雪下ろし中の転落事故が多発しており、県では「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発表して事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (3-1, 5-1 にも記載)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段である県防災行政通信ネットワークは、老朽化が進んでいるため再整備が必要となっている。

(災害時情報伝達手段の多様化・体制強化) (5-1 にも記載)

- 市は、市民に対する緊急性の高い災害情報の伝達手段として、同報系無線、緊急速報メール、防災ラジオ、テレビL字放送(NCV)、テレビ、コミュニティFM、市ホームページ、エリアメール、SNS(Facebook、LINE、Twitter)など、多様な情報発信手段を保持している。これらは、伝達手段毎に送信作業を行うため、職員の負担が大きい。このため、複数のシステムをワンオペレーション化して送信できる仕組みを構築する必要がある。
- パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯等に対する情報伝達手段の確保や SNS のさらなる普及啓発が課題となっており、的確かつ迅速な情報伝達手段の構築・多様化に向けて検討を行う必要がある。
- 各関係機関等と災害時応援協定を締結するなどし、災害時の多様な手段による情報収集や通信を行う体制を確保する必要がある。

(自主防災組織の結成促進・継続支援等) (5-1, 6-1 にも記載)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が69.7% (令和2年12月31日現在)と全国平均(84.1%)を大きく下回っている。このため、組織率の低い中心市街地の町内会に対し、自主防災組織の結成をさらに推進していく必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要である。このため、より一層の活動の活性化を働きかけていく必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

(防災教育の充実) (6-1 にも記載)

【地域】

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び市ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

(防災訓練の充実) (6-1にも記載)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要である。このため、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

(防災士の養成) (6-1にも記載)

- 防災講話や地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の資格取得に向けて、市民の資格取得費用を助成し、防災士を育成する必要がある。

(災害時の要配慮者支援の促進)

- 災害時に自ら避難することが困難な人の安全を確保するため、「米沢市避難行動要配慮者の避難行動支援計画(全体計画)」に基づき、要配慮者の自助・地域(近隣)の共助を基本とした情報伝達体制と避難支援の体制の構築を進めている。しかしながら、地域の支援者の登録や一人ひとりの具体的な避難の計画(個別避難計画)の作成が進まない状況にある。

うち 障がい者 1,097名
高齢者 503名
上記以外 5,063名 合計 6,663名 (R6)

(外国人等への避難誘導) (6-1にも記載)

- 日本語を理解できない外国人等が、発災時に適切に避難できる体制の整備が必要である。

(防災DX化の推進) (3-1にも記載)

- 大規模な災害が発生した場合、現状よりも少人数の職員での対応が想定され、従来の体制では被害状況の情報収集・発信など、災害対応が難しくなるおそれがある。このため、デジタル技術を活用して、災害の予防、情報伝達、被害状況把握、復旧・復興を強化する取り組みが必要である。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊との連携強化)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

(警察との連携強化)

- 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い、連携強化を図る必要がある。

(消防との連携強化)

- 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から消防と情報交換などを行い、連携強化を図る必要がある。

(広域防災拠点の強化) (2-4にも記載)

- 大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点として、道の駅米沢を整備しているが、緊急消防援助隊、自衛隊、その他の防災関係機関等が集結するための地積が不足しているため、広域防災拠点として利活用可能な施設選定及び指定を進める必要がある。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-4にも記載)

- 本市には、道の駅が2箇所あるが、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、あらかじめ防災拠点としての運用体制(計画)について検討していく必要がある。

(消防団の充実・強化)

- 人口減少、少子化などによる消防団員の高齢化と若年団員の減少を補うため、継続した人材の確保を図るとともに、分団の統合や再配置、常備消防との連携強化、団員一人ひとりの知識・技術の向上等、団員の質的向上を図る必要がある。
- 地域消防防災力の中核的な役割を担う消防団への安全装備品の整備など、消防団活動の更なる充実強化を図る必要がある。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(【新】市立病院での非常時対応体制の維持) (2-7にも記載)

① 医療関係機関との連携

- 市は、災害時の救急医療体制を確保するため、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を行うための体制整備を図る必要がある。
- 医療活動が医師や医薬品の不足により円滑に行えない場合に応援要請をして対処するなど、医療機関や防災関係機関と連携を密接に行い、医療体制の充実を図る必要がある。
- 現状でも医療関係者が不足している状況にあるなか、災害時の救急医療体制の確保に向けて、米沢市医師会や民間病院等との連携強化に努める必要がある。
- 負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージについては、米沢市医師会と体制の整備を行う必要がある。

② 医療機関におけるライフラインの確保

- 拠点となる医療機関や関係機関と連携して、電気、ガス、水道等のライフラインや、医療従事者の確保を図り、災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要がある。また、近年は新たな医療技術の導入や医療安全、アメニティ、災害対応など病院に求められている医療機能やサービスが複雑になっている。

(【新】市立病院における災害拠点病院としての機能の維持及び強化) (2-7にも記載)

- 市立病院は災害拠点病院として、燃料等の十分な備蓄、災害時の適切な患者受入れ、DMAT等の派遣、患者の広域搬送等、災害医療機能の確保に努めており、新病院整備においてその維持及び強化を図る必要がある。

(災害時の医療支援体制の構築)

- 平時から県・米沢市医師会・消防・自衛隊・DMAT 等と連携し、発災時に被災者へ迅速かつ効果的な医療支援を行う体制を構築する。

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- 山形県ドクターヘリのランデブーポイントに松川河川敷を登録しているが、冬期間は積雪で離着陸が困難なため、八幡原の米沢ヘリポート又は追加登録されたすこやかセンター西入口広場を使用することとしている。この場合、市立病院からの距離が遠くなるため、移動にやや時間を要してしまう。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (1-1, 2-4, 5-4 にも記載)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等の整備を国、県、高速道路管理者と連携して推進する必要がある。被災時の円滑かつ迅速な避難・救助のため、落石等の危険箇所の防災対策、雪崩・防雪対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ施設や舗装、大型カルバートの長寿命化を進める必要がある。

(道路橋梁等の耐震化・老朽化対策の推進) (1-1, 2-4, 5-4 にも記載)

- 道路施設の防災対策として、落石崩壊、岩石崩壊、雪崩等の要対策箇所の点検及び対策工事を計画的に実施する必要がある。また、橋梁の耐震化は、緊急輸送道路等の橋梁を重点に計画的な対策工事が必要である。
- 橋梁を含む道路施設の老朽化対策として、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理・更新を計画的に実施する必要がある。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(指定避難場所・避難所の確保等)

- 新たな土砂災害のおそれがある場所の公表及び浸水想定区域の告示により、災害危険区域(自然災害による危険性が高い場所)内にある公共施設(学校、コミュニティセンター等)があるため、民間施設を活用した避難所の確保を検討する必要がある。
- 本市における福祉避難所は、高齢者を対象とした介護保険施設 9 箇所、障がい者を対象とした施設 2 箇所がある。しかし、土砂災害警戒区域内に立地している施設もあるため、安全な場所にある福祉避難所の整備を拡充する必要がある。
- 発災時における、受入態勢や要配慮者と施設のマッチング作業などの一連の流れを円滑に行う必要がある。また、福祉施設の被災等も想定した体制整備の検討が必要である。
- ペットを連れて避難できる避難所がないため、ペット同行で避難できる避難所を確保する必要がある。
- 小・中学校の統廃合により、これまで指定避難所だった学校校舎・体育館のその後の利活用方針次第で、最大想定避難者数の収容力が不足するおそれがある。

(避難所等における感染症の拡大防止対策の強化) (2-6 にも記載)

- 災害時における感染症の発生を防止するためには、消毒等の速やかな感染症予防対策の実施が重要である。このため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。

- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効である。さらに、段ボールベッド、間仕切り、簡易テント等を配備するなど、生活空間の衛生を確保する必要がある。
- 床上浸水等の発生時における感染対策として、防疫活動に必要な薬剤配布等の支援を行い、衛生環境を確保する必要がある。

(社会福祉施設等における食糧等の備蓄) (2-4 にも記載)

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄の周知を図る必要がある。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な運営指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う必要がある。

(避難所として活用される安全・安心な学校施設の整備と充実)

- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている市立小中学校施設全体の耐震化は完了しているものの、施設や設備の老朽化が進んでおり、計画的な改修等により機能を回復させる必要がある。
- 避難所としても活用される中学校の屋内運動場について、空調設備の整備を図る必要がある。
- 良好な避難生活環境を確保するため、施設のバリアフリー化、洋式トイレの設置など施設整備を促進する必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄は、市民に対して「最低限3日(推奨1週間)分の食料と飲料水や衛生用品等」の備蓄を要請しており、周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 市における備蓄は、ローリングストックによる計画的な更新を行う必要がある。

(社会福祉施設等における食糧等の備蓄) (2-3 にも記載)

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄の周知を図る必要がある。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定に基づき、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。

(大規模災害時における広域連携の推進) (3-1 にも記載)

- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しているものの、実効性の面に課題がある。このため、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める必要がある。

(広域防災拠点の強化) (2-1 にも記載)

- 大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点として、道の駅米沢を整備しているが、緊急消防援助隊、自衛隊、その他の防災関係機関等が集結するための地積が不足しているため、広域防災拠点として利活用可能な施設選定及び指定を進める必要がある。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-2にも記載)

- 本市には、道の駅が2箇所あるが、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、あらかじめ防災拠点としての運用体制(計画)について検討していく必要がある。

(水道施設の耐震化の推進) (5-3にも記載)

- 災害発生時において避難所・病院等へ水道の供給を継続する必要がある、耐震性のない管路が多くある。このため、随時耐震管への更新を行う必要がある。

(応急給水体制の整備) (5-3にも記載)

- 災害発生時において、迅速な応急給水や復旧活動を行う必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (1-1, 2-2, 5-4にも記載)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等の整備を国、県、高速道路管理者と連携して推進する必要がある。被災時の円滑かつ迅速な避難・救助のため、落石等の危険箇所の防災対策、雪崩・防雪対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ施設や舗装、大型カルバートの長寿命化を進める必要がある。

(道路橋梁等の耐震化・老朽化対策の推進) (1-1, 2-2, 5-4にも記載)

- 道路施設の防災対策として、落石崩壊、岩石崩壊、雪崩等の要対策箇所の点検及び対策工事を計画的に実施する必要がある。また、橋梁の耐震化は、緊急輸送道路等の橋梁を重点に計画的な対策工事が必要である。
- 橋梁を含む道路施設の老朽化対策として、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理・更新を計画的に実施する必要がある。

2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保・訓練の実施)

- 本市は、災害時に孤立の危険性のある集落に対して、電話不通時の通信手段として、衛星携帯電話を配備しているが、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行う必要がある。

(道路管理者間の連携体制の確保) (5-4にも記載)

- 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応する必要がある。

(孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備を推進する必要がある。

(災害に強い路網整備の推進) (4-4にも記載)

- 令和元年の台風や令和2年7月の豪雨により、林道が被災し復旧に時間を要しているため、災害に強い路網を整備する必要がある。

(防疫対策の推進)

- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、集団感染が懸念される感染症の発生に備えて総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 基本的対策として、平時から定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- 床上浸水等の発生時における感染対策として、防疫活動に必要な薬剤配布等の支援を行い、衛生環境を確保する必要がある。

(避難所等における感染症の拡大防止対策の強化) (2-6にも記載)

- 災害時における感染症の発生を防止するためには、消毒等の速やかな感染症予防対策の実施が重要である。このため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効である。さらに、段ボールベッド、間仕切り、簡易テント等を配備するなど、生活空間の衛生を確保する必要がある。
- 床上浸水等の発生時における感染対策として、防疫活動に必要な薬剤配布等の支援を行い、衛生環境を確保する必要がある。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による災害対応機能の大幅な低下

(防疫対策の推進)

- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、集団感染が懸念される感染症の発生に備えて総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 基本的対策として、平時から定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- 床上浸水等の発生時における感染対策として、防疫活動に必要な薬剤配布等の支援を行い、衛生環境を確保する必要がある。

(避難所等における感染症の拡大防止対策の強化) (2-6にも記載)

- 災害時における感染症の発生を防止するためには、消毒等の速やかな感染症予防対策の実施が重要である。このため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効である。さらに、段ボールベッド、間仕切り、簡易テント等を配備するなど、生活空間の衛生を確保する必要がある。
- 床上浸水等の発生時における感染対策として、防疫活動に必要な薬剤配布等の支援を行い、衛生環境を確保する必要がある。

2-7 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（【新】市立病院での非常時対応体制の維持）（2-7にも記載）

① 医療関係機関との連携

- 市は、災害時の救急医療体制を確保するため、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を行うための体制整備を図る必要がある。
- 医療活動が医師や医薬品の不足により円滑に行えない場合に応援要請をして対処するなど、医療機関や防災関係機関と連携を密接に行い、医療体制の充実を図る必要がある。
- 現状でも医療関係者が不足している状況にあるなか、災害時の救急医療体制の確保に向けて、米沢市医師会や民間病院等との連携強化に努める必要がある。
- 負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージについては、米沢市医師会と体制の整備を行う必要がある。

② 医療機関におけるライフラインの確保

- 拠点となる医療機関や関係機関と連携して、電気、ガス、水道等のライフラインや、医療従事者の確保を図り、災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要がある。また、近年は新たな医療技術の導入や医療安全、アメニティ、災害対応など病院に求められている医療機能やサービスが複雑になっている。

（【新】市立病院における災害拠点病院としての機能の維持及び強化）（2-7にも記載）

- 市立病院は災害拠点病院として、燃料等の十分な備蓄、災害時の適切な患者受入れ、DMAT等の派遣、患者の広域搬送等、災害医療機能の確保に努めており、新病院整備においてその維持及び強化を図る必要がある。

（緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保）（5-2にも記載）

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないようにするため、山形県石油協同組合米沢支部との協定に基づき、具体的な実施要領の確認を行い、緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

（民間事業所等との連携強化）（2-2, 2-4にも記載）

- 災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、知識や経験を有する民間企業や専門家（有資格者）等との、災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐震化の推進) (1-1にも記載)

- 市内の防災拠点施設の耐震化率は、約 99.4% (R7) で、全国平均 (約 91%) を上回っているが、耐震化を一層促進する必要がある。
- 置賜総合文化センター (昭和 50 年 5 月築) は、十分な耐震性が確保されておらず、分庁舎機能の確保方法とともに施設のあり方を検討する必要がある。

(住民データの保全)

- 災害時における住民データの損失を防ぐためには、地震や水害などの災害対策を施した施設でシステムの運用を行い、リスク分散の観点から複数拠点でデータを保存する必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-7, 5-1にも記載)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段である県防災行政通信ネットワークは、老朽化が進んでいるため再整備が必要となっている。

(業務継続計画に必要な体制の整備)

- 大規模災害が発生した場合、行政は、応急対策業務や応急・復旧業務を行うと同時に、中断すれば市民生活に著しい影響を及ぼす通常業務については継続して行う必要がある。本市においては、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「米沢市業務継続計画 (大規模災害編)」を策定 (平成 30 年 3 月) しているが、定期的に当該計画の検証や見直しを行いながら業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-4にも記載)

- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しているものの、実効性の面に課題がある。このため、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める必要がある。

(自主防災組織による避難所運営の促進)

- 自主防災組織による避難所運営は、災害時に地域住民の安全と生活を迅速かつ効果的に守るために不可欠である。このため、自主防災組織等による自主運営の体制を整備する必要がある。

(罹災証明等に係る円滑な被災者支援) (6-4にも記載)

- 被災者の応急仮設住宅への入居をはじめ、被災者生活再建支援、各種減免等の支援制度を活用して生活再建を進めていくには、被災の程度を証明する罹災証明書の早期交付が必要となる。
- 過去に災害が発生した自治体においては、罹災情報を各部署で共有できるシステムを構築し、申請の度に罹災証明書を添付する手間を省くなど行政手続の簡素化を図っているところもある。本市においても同種のシステムの導入を検討する必要がある。
- 本市における罹災証明書発行業務に携わる職員は、その経験者が少ないため当該業務に係る職員を育成する必要がある。

(防災DX化の推進) (1-7にも記載)

- 大規模な災害が発生した場合、現状よりも少人数の職員での対応が想定され、従来の体制では被害状況の情報収集・発信など、災害対応が難しくなるおそれがある。このため、デジタル技術を活用して、災害の予防、情報伝達、被害状況把握、復旧・復興を強化する取り組みが必要である。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

(企業の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

- 大規模な自然災害が発生した場合、各事業者の経営だけでなく、取引先など連鎖的に影響があることから、災害発生時に経済活動の停滞を招かないため、いち早く事業活動が再開され、また継続されるよう、事業者の事業継続計画策定を支援していく必要がある。

(リスク分散を重視した企業誘致等の推進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組を推進する必要がある。

4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。
- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

(原発事故発生時の初動対応の強化)

- 県から、原発事故等発生の際、地域防災計画 (原子力災害対策) に基づき、迅速かつ正確な対応ができるよう、情報連絡体制、実施手順等に関する初動対応マニュアルを整備する必要がある。

(原子力災害に係る防災訓練等の実施)

- 原子力災害に対応するため、県が実施する放射線や原子力対策に関する研修会に参加するとともに、地域防災計画 (原子力災害対策) に基づき、関係機関との通信訓練や市民に対する情報伝達訓練等の実施や市民への防災意識の普及を図る必要がある。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

(青果物地方卸売市場での災害時における生鮮食料品の安定供給)

- 米沢市青果物地方卸売市場は、食を支える社会的インフラである青果物地方卸売市場として、平時・非常時とも安定的かつ安全に食料供給ができるよう機能強化を図る必要がある。
- 施設は、建設後 50 年以上経過しており、老朽化している施設の整備が課題だが、施設の規模や整備内容の検討に当たっては、過大な整備投資にならないよう将来的な人口減少やマーケットの縮小を見通すとともに、流通環境の変化に対応した機能の取捨選択などを慎重に検討し、適正な施設整備を行う必要がある。
- 民設民営による新市場の建設を検討しているが、現在の卸売団地周辺は洪水時の浸水想定区域に該当しているため、安全な区域への移転・建替を推進するとともに、嵩上げなどによる機能維持等を検討する必要がある。

(農業災害対策の推進による食料生産基盤の確保)

- 近年、自然災害による農作物等への被害が増加しているため、技術的な対策による被害防止や被害からの早期普及を支援し、安定した食料生産基盤を確保する必要がある。

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

(農業生産基盤の整備)

- 農業が有する水源涵養機能や土壌崩壊防止などの多面的機能は、適正な農業生産活動によって発揮されることから、農業生産活動に不可欠な農地や農業用水路などの農業生産基盤を整備する必要がある。

(野生鳥獣による農作物被害対策の推進)

- 鳥獣による農作物被害の拡大は、耕作放棄地の増加及び集落機能の低下につながるため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する必要がある。

(森林の公益的機能の維持・増進)

- 間伐や主伐後の再造林を推進し、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

(災害に強い路網整備の推進) (2-5にも記載)

- 令和元年の台風や令和 2 年 7 月の豪雨により、林道が被災し復旧に時間を要しているため、災害に強い路網を整備する必要がある。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-7, 3-1 にも記載)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段である県防災行政通信ネットワークは、老朽化が進んでいるため再整備が必要となっている。

(災害時情報伝達手段の多様化・体制強化) (1-7 にも記載)

- 市は、市民に対する緊急性の高い災害情報の伝達手段として、同報系無線、緊急速報メール、防災ラジオ、テレビL字放送(NCV)、テレビ、コミュニティFM、市ホームページ、エリアメール、SNS (Facebook、LINE、Twitter) など、多様な情報発信手段を保持している。これらは、伝達手段毎に送信作業を行うため、職員の負担が大きい。このため、複数のシステムをワンオペレーション化して送信できる仕組みを構築する必要がある。
- パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯等に対する情報伝達手段の確保や SNS のさらなる普及啓発が課題となっており、的確かつ迅速な情報伝達手段の構築・多様化に向けて検討を行う必要がある。
- 各関係機関等と災害時応援協定を締結するなどし、災害時の多様な手段による情報収集や通信を行う体制を確保する必要がある。

(自主防災組織の結成促進・継続支援等) (1-7, 6-1 にも記載)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が69.7% (令和2年12月31日現在) と全国平均(84.1%)を大きく下回っている。このため、組織率の低い中心市街地の町内会に対し、自主防災組織の結成をさらに推進していく必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時から活発な活動が必要である。このため、より一層の活動の活性化を働きかけていく必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備) 石油・LPガスサプライチェーンの長期間・大規模にわたる機能の停止

(エネルギー供給事業者等との連絡強化)

- 電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-7にも記載)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないようにするため、山形県石油協同組合米沢支部との協定に基づき、具体的な実施要領の確認を行い、緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、多くが旧来型で老朽化が進んでいる。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。

(水道施設の耐震化の推進) (2-4にも記載)

- 災害発生時において避難所・病院等へ水道の供給を継続する必要があり、耐震性のない管路が多くある。このため、随時耐震管への更新を行う必要がある。

(応急給水体制の整備) (2-4にも記載)

- 災害発生時において、迅速な応急給水や復旧活動を行う必要がある。

(下水道施設の改築・耐震化の推進)

- 下水道管渠は、当初整備したものが間もなく更新時期を迎えることから、計画的な改築を進めていく必要がある。
- 処理場・ポンプ場施設についても、処理機能を維持するため、施設の健全度や目標耐用年数に併せて改築を進めていく。
- 地震時においても下水道の最低限有すべき機能を確保する必要があるため、下水道施設の耐震化を進める。
- 処理場・ポンプ場施設の耐水化対策については、中高頻度の確率(1/30~1/80)では浸水のおそれがないことから、ハード対策は実施せず、BCP等のソフト対策で対応する。

(下水道に係る業務継続計画(BCP)の策定)

- 下水道に関する業務継続計画(BCP)は既に策定されているが、頻発・激甚化する災害に備え、より具体的かつ実行可能な計画へと深化させる必要がある。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)

- 汚水処理施設において、災害時の停電による浸水を防ぎつつ、施設の適切な老朽化対策を推進する必要がある。

(合併処理浄化槽への転換促進)

- 公共用水域の水質向上、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、汲み取り便槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(地下水利(井戸水)の活用)

- 上水道の大規模断水時にも使用可能な地下水利の確保と活用方法の検討が必要である。

5-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通の確保を図る必要がある。

(道路管理者間の連携体制の確保) (2-5にも記載)

- 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (1-1, 2-2, 2-4, にも記載)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等の整備を国、県、高速道路管理者と連携して推進する必要がある。被災時の円滑かつ迅速な避難・救助のため、落石等の危険箇所の防災対策、雪崩・防雪対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ施設や舗装、大型カルバートの長寿命化を進める必要がある。

(道路橋梁等の耐震化・老朽化対策の推進) (1-1, 2-2, 2-4, にも記載)

- 道路施設の防災対策として、落石崩壊、岩石崩壊、雪崩等の要対策箇所の点検及び対策工事を計画的に実施する必要がある。また、橋梁の耐震化は、緊急輸送道路等の橋梁を重点に計画的な対策工事が必要である。
- 橋梁を含む道路施設の老朽化対策として、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理・更新を計画的に実施する必要がある。

(山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備)

- 山形新幹線のとりわけ山岳区間である福島～米沢間では、大雨・強風・大雪の影響や動物との衝突などの輸送障害により、運休や遅延が多く発生しているため、安全性や安定性を確保できる施設が必要である。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(防災マップの更新) (1-3, 1-4 にも記載)

- 近年、増加する記録的短時間大雨(ゲリラ豪雨)による内水氾濫及び新たに発表された浸水想定区域、さらに土砂災害のおそれのある場所の公表等による新たな危険区域(地域)を提示する必要がある。

(【新】防災マップを活用した出前講座等による危険区域(地域)の周知) (1-3, 1-4 にも記載)

- 防災マップは、洪水時の浸水想定区域・浸水深、土砂災害の警戒区域等を示しており、住民の自助行動を促すが、理解不足や認知度が低いため、自主防災組織、町内会、学校等での出前講座を通じた普及活動が必要である。

(自主防災組織の結成促進・継続支援等) (1-7, 5-1 にも記載)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が75.43%(令和7年8月31日現在)と全国平均(84.1%)を大きく下回っている。このため、組織率の低い中心市街地の町内会に対し、自主防災組織の結成をさらに推進していく必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要である。このため、より一層の活動の活性化を働きかけていく必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

(防災士の養成) (6-1 にも記載)

- 防災講話や地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の資格取得に向けて、市民の資格取得費用を助成し、防災士を育成する必要がある。

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効だが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組を進める必要がある。

(外国人等への避難誘導) (1-7 にも記載)

- 日本語を理解できない外国人等が、発災時に適切に避難できる体制の整備が必要である。

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制の整備)

- 自然災害で発生した災害廃棄物は、基本的に一般廃棄物に該当し、市町村が処理責任を有している。
- 大規模災害時には、通常のごみに加え、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物処理の協力体制を整備する必要がある。
- 平時から、災害廃棄物の仮置場として使用可能な用地を選定しておく必要がある。

- 災害廃棄物受入に対する他自治体との連携体制の構築と運搬体制の整備を検討する必要がある。

6-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の保存・防災対策の促進)

- 文化財はその性質上脆弱なものが多く、自然災害や火災等の影響を受けやすいことから、保存修理や防災対策を進めて保存を図る必要がある。
- 災害発生時に被害状況を把握するため、各所の有形・無形文化財の現状を調査・記録しておく必要がある。

(地域コミュニティの維持)

- 地域コミュニティは、自助・共助・公助のうち、共助の基盤を強化し、災害に対応する力(防災力)を高めるために重要だが、人口減少と高齢化、地域リーダーの不足、市民の参画意欲の低下などにより、今後、その維持が困難になる懸念がある。このため、コミュニティの維持・強化に向けた具体的な取組を進める必要がある。

6-4 復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(罹災証明等に係る円滑な被災者支援) (6-4にも記載)

- 被災者の応急仮設住宅への入居をはじめ、被災者生活再建支援、各種減免等の支援制度を活用して生活再建を進めていくには、被災の程度を証明する罹災証明書の早期交付が必要となる。
- 過去に災害が発生した自治体においては、罹災情報を各部署で共有できるシステムを構築し、申請の度に罹災証明書を添付する手間を省くなど行政手続の簡素化を図っているところもある。本市においても同種のシステムの導入を検討する必要がある。
- 本市における罹災証明書発行業務に携わる職員は、その経験者が少ないため当該業務に係る職員を育成する必要がある。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- 本市の災害ボランティアの受け入れは、市、米沢市社会福祉協議会、米沢市青年会議所などの関係機関が連携した「災害ボランティアセンター」を設置して行われる。このため、平時からの準備や役割分担、情報共有の仕組みの構築など、具体的な連携要領を確立していく必要がある。

(建設関係団体との連携強化)

- 大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じて、より一層の連携強化を図る必要がある。
- 復旧・復興を担う建設技術者、除雪オペレーター等の確保、育成に支援していく必要がある。

6-5 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復興に資する地籍調査の推進)

- 地籍調査が行われていない地域では、被災地での道路復旧や住宅再建時に土地の境界復元が困難で、境界トラブルや確認作業に時間と手間がかかり、復旧・復興が遅れるおそれがある。特に、災害危険区域（自然災害による危険性が高い場所）にある人家密集地域では、道路復旧や住宅再建を円滑に進めるため、地籍調査の必要性が高い。このため、国土調査推進特別措置法に基づき、計画的な推進を図る必要がある。

【別表2】個別事業一覧

施策推進方針に基づき実施していく個別事業を取りまとめたものである。なお、施策推進方針は、長期的な取組が必要なものも含み、全ての施策が計画期間内に完了するものではないため、ここに記載した事業には本計画期間中に完了しないものも含まれる。具体的な事業実施時期等は、米沢市まちづくり総合計画実施計画や各年度の予算において定めるものである。

(1) 行政機能／消防等／防災教育等		
個別事業名	担当課	備考（交付金・補助金等における必須項目等、関係課等）
避難所となる施設の耐震化等の推進	(関係各課)	
コミュニティセンター空調設備整備事業	コミュニティ推進課	緊急防災・減災対策事業債
避難所として活用される安全・安心な学校施設の整備事業	教育総務課	
窪田小学校屋内運動場改修事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金（長寿命化改良事業）
窪田小学校地下タンク入替工事	教育総務課	
広井郷小学校施設整備事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金（統合改修）
洋式トイレ整備工事（興譲小・愛宕小）	教育総務課	学校施設環境改善交付金（大規模改造（質的整備））
東成中学校施設整備事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金（統合改修）
東成中学校屋内運動場空調設備設置工事	教育総務課	空調設備整備臨時特例交付金
南成中学校施設整備事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金（屋外教育環境施設の整備）
南成中学校屋内運動場空調設備設置工事	教育総務課	空調設備整備臨時特例交付金
北成中学校施設整備事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金（統合改修）
北成中学校屋内運動場空調設備設置工事	教育総務課	空調設備整備臨時特例交付金
太陽光発電システム蓄電池新設・更新工事	教育総務課	(南原小・松川小・七中)
タイムラインの作成・運用	防災危機管理課	
ガバメントクラウド移行事業	市民課	
防災DX化の推進事業	防災危機管理課	(魅力推進課、コミュニティ推進課、教育総務課)
米沢デジタルマップ（公開GIS）への防災情報の搭載	魅力推進課	(防災危機管理課)
指定避難所「避難者受付システム」の構築	防災危機管理課	
社会開放施設のスマートロック（リモートロック）化	コミュニティ推進課	(教育総務課)
被災者台帳システムの構築・整備	防災危機管理課	(関係各課)
山形県防災行政通信ネットワーク更新に係る通信設備更新事業	防災危機管理課	
自主防災組織の組織化の促進	防災危機管理課	
業務継続計画見直し	防災危機管理課	
自主防災組織が実施する防災訓練及び出前講座の開催	防災危機管理課	
防災教育の実施	防災危機管理課	
防災訓練の実施	防災危機管理課	
公官庁等との連携推進	防災危機管理課	
防災拠点施設に供給する燃料の確保 <<再掲>>	防災危機管理課	災害時協定の締結（燃料）
防災士の養成	防災危機管理課	
広域防災拠点の整備及び指定	防災危機管理課	
受援計画の策定	防災危機管理課	
支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備	防災危機管理課	
消防団の充実・強化	防災危機管理課	
消防水利の整備	防災危機管理課	
原発事故対応マニュアルの作成	防災危機管理課	
原子力災害に係る防災訓練	防災危機管理課	

(2) 住宅・都市		
個別事業名	担当課	備考（交付金・補助金等における必須項目等、関係課等）
避難所となる施設の耐震化等の推進	(関係各課)	
コミュニティセンター空調設備整備事業	コミュニティ推進課	緊急防災・減災対策事業債
住宅・建築物の耐震化事業	建築住宅課	
市営住宅の耐震化・老朽化対策	建築住宅課	

不特定多数の者が利用する建築物の老朽化・耐震化事業	(関係各課)	
米沢市建築物耐震改修促進計画の策定	建築住宅課	
広井郷小学校放課後児童クラブ改修事業	子育て支援課	子ども・子育て支援施設整備交付金
就学前教育・保育施設整備交付金事業	子育て支援課	就学前教育・保育施設整備交付金
斎場のあり方検討事業	生活安全課	
避難所として活用される安全・安心な学校施設の整備事業 《再掲》	教育総務課	
窪田小学校屋内運動場改修事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金(長寿命化改良事業)
窪田小学校地下タンク入替工事	教育総務課	
広井郷小学校施設整備事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金(統合改修)
洋式トイレ整備工事(興譲小・愛宕小)	教育総務課	学校施設環境改善交付金(大規模改造(質的整備))
東成中学校施設整備事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金(統合改修)
東成中学校屋内運動場空調設備設置工事	教育総務課	空調設備整備臨時特例交付金
南成中学校施設整備事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金(屋外教育環境施設の整備)
南成中学校屋内運動場空調設備設置工事	教育総務課	空調設備整備臨時特例交付金
北成中学校施設整備事業	教育総務課	学校施設環境改善交付金(統合改修)
北成中学校屋内運動場空調設備設置工事	教育総務課	空調設備整備臨時特例交付金
太陽光発電システム蓄電池新設・更新工事	教育総務課	(南原小・松川小・七中)
公園施設長寿命化事業	都市計画課	社会資本整備総合交付金
空き家等対策事業	建築住宅課	
文化財の保存・防災対策	社会教育文化課	
上杉治憲敬師郊迎跡保存修理事業	社会教育文化課	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
市内遺跡発掘調査事業(館山城跡保存整備事業)	社会教育文化課	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
水道施設の耐震化	水道課	
重要施設耐震化事業	水道課	防災・安全交付金(社会資本整備事業)
応急給水体制の整備	水道課	
地下水利(井戸水)の活用	水道課	
下水道施設の改築・耐震化	下水道課	
公共下水道管渠改築事業	下水道課	防災・安全交付金
米沢浄水管理センター処理施設改築事業	下水道課	防災・安全交付金
浄化槽整備促進事業	下水道課 環境課	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)
内水浸水対策事業	土木課	
防災安全事業(治水対策)	土木課	市道坊中町春日三丁目線(排水ポンプ更新) 防災・安全交付金(社会資本整備事業)
	下水道課	
下水道に係る業務継続計画(BCP)の策定	下水道課	
合併処理浄化槽設置整備事業	下水道課 環境課	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

(3) 保険医療・福祉		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
災害時要支援者名簿の作成	防災危機管理課	(社会福祉課、高齢福祉課)
要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成支援	防災危機管理課	
指定避難場所・避難所の確保	防災危機管理課	
市立病院での非常時対応体制の維持	市立病院総務課	
市立病院における災害拠点病院としての機能の維持及び強化	市立病院総務課	
災害拠点病院指定への指定に向けた環境整備(DMAT備品購入)	市立病院総務課	災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業
災害時の医療支援体制の構築	健康課	
社会福祉施設等における食糧等の備蓄	社会福祉課	
災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備	社会福祉課	
避難所等における感染症の拡大防止対策	健康課	(環境課)
感染症予防に関する普及啓発	健康課	(環境課)

(4) エネルギー		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
エネルギー供給事業者等との連絡強化	防災危機管理課	
再エネ電力への切替事業	環境課	(森林農村整備課)
脱炭素先行地域づくり事業	環境課	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

(5) 情報通信		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
防災DX化の推進 <再掲>	防災危機管理課	(魅力推進課、コミュニティ推進課、教育総務課)
米沢デジタルマップ(公開GIS)への防災情報の搭載	魅力推進課	(防災危機管理課)
指定避難所「避難者受付システム」の構築	防災危機管理課	
社会開放施設のスマートロック(リモートロック)化	コミュニティ推進課	(教育総務課)
被災者台帳システムの構築・整備	防災危機管理課	(関係各課)
防災行政無線システム等更新・改修事業 <再掲>	防災危機管理課	
孤立危険性のある集落との通信手段の確保・訓練の実施	防災危機管理課	

(6) 産業構造		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
企業の事業継続計画(BCP)策定支援	防災危機管理課	(商工課)
企業誘致等の推進	商工課	
エネルギー供給事業者等との連絡強化 <再掲>	防災危機管理課	
再エネ電力への切替事業 <再掲>	環境課	(森林農村整備課)
脱炭素先行地域づくり事業 <再掲>	環境課	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

(7) 交通・物流		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
緊急輸送道路等の防災・減災対策	土木課	
(他)市道米沢駅東線 八幡原大橋耐震補強事業	土木課	防災・安全交付金(社会資本整備事業)
(他)市道笹原卸売団地線 歩道整備事業	土木課	防災・安全交付金(社会資本整備事業)
新産業団地関連 道路整備事業	土木課	防災・安全交付金(社会資本整備事業)
(他)市道米沢環状市立病院線 道路整備事業 (旧石垣町塩井線)	土木課	道路交通安全施設等整備事業(地区内連携)
都市構造再編集中支援事業	土木課	都市構造再編集中支援事業
道路施設点検・修繕事業	土木課	
道路維持管理事業	土木課	
橋りょう長寿命化事業	土木課	道路メンテナンス事業
孤立集落アクセスルートの確保	土木課	(防災危機管理課)
路線バス等地域公共交通の確保	地域振興課	
市民バス等運行事業	地域振興課	
道路管理者間の連携体制の確保	土木課	
暴風雪時における的確な道路管理の推進	土木課	
道路の防雪施設の整備	土木課	
道路の除雪体制等の確保	土木課	
除雪対策事業	土木課	雪寒路線除雪:佐氏公園線ほか159路線 社会資本整備総合交付金 除雪車両更新 社会資本整備総合交付金
道の駅の防災拠点としての運用要領(計画)の策定	防災危機管理課	

(8) 農林水産		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
ため池の耐震化・ハザードマップ作成	森林農村整備課	
災害に強い路網整備の推進	森林農村整備課	
農業生産基盤の整備	農業振興課	
中山間地域等直接支払交付金事業	農業振興課	中山間地域等直接支払交付金
野生鳥獣による人身・農作物被害対策事業	環境課	(森林農村整備課)
森林の公益的機能の維持・増進	森林農村整備課	

(9) 国土保全、農地		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
火山噴火に対する「吾妻山火山防災協議会」への参加	防災危機管理課	
防災マップの更新事業	防災危機管理課	
防災マップを活用した出前講座等による危険区域(地域)の周知	防災危機管理課	(地区説明会の実施)
ため池の耐震化・ハザードマップ作成 <<再掲>>	森林農村整備課	
河川管理施設の維持管理	土木課	
河川維持管理事業	土木課	
側溝整備事業	土木課	
水路整備事業	土木課	
タイムラインの作成・運用 <<再掲>>	防災危機管理課	
農業生産基盤の整備 <<再掲>>	農業振興課	
中山間地域等直接支払交付金事業 <<再掲>>	農業振興課	中山間地域等直接支払交付金
野生鳥獣による人身・農作物被害対策 <<再掲>>	環境課	(森林農村整備課)
適正な土地利用の推進	都市計画課	
都市計画道路の整備	都市計画課	
迅速な復興に資する地籍調査の推進	財政課	
地籍調査事業	財政課	防災・安全交付金事業社会資本整備(交付金及び円滑化補助)

(10) 環境		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
有害物質の拡散・流出防止対策の推進	環境課	(防災危機管理課)
原発事故対応マニュアルの作成 <<再掲>>	防災危機管理課	
防災訓練の実施 <<再掲>>	防災危機管理課	
原子力災害に係る防災訓練 <<再掲>>	防災危機管理課	
再エネ電力への切替事業 <<再掲>>	環境課	(森林農村整備課)
脱炭素先行地域づくり事業 <<再掲>>	環境課	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

(11) 土地利用(国土利用)		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
適正な土地利用の推進 <<再掲>>	都市計画課	
都市計画道路の整備 <<再掲>>	都市計画課	
迅速な復興に資する地籍調査の推進 <<再掲>>	財政課	
地籍調査事業 <<再掲>>	財政課	防災・安全交付金事業 社会資本整備(交付金及び円滑化補助)

(A) リスクコミュニケーション		
個別事業名	担当課	備考(交付金・補助金等における必須項目等、関係課等)
タイムラインの作成・運用 <<再掲>>	防災危機管理課	
防災マップの更新 <<再掲>>	防災危機管理課	
自主防災組織の組織化の促進 <<再掲>>	防災危機管理課	
外国人等への避難誘導	防災危機管理課	
米沢市地域づくり支援員の設置、支援員等資質向上研修の実施	コミュニティ推進課	(防災危機管理課)(地域コミュニティの維持)
防災訓練の実施 <<再掲>>	防災危機管理課	
原子力災害に係る防災訓練 <<再掲>>	防災危機管理課	
防災マップを活用した出前講座等による危険区域(地域)の周知 <<再掲>>	防災危機管理課	
防災士の養成 <<再掲>>	防災危機管理課	
防災教育の実施 <<再掲>>	防災危機管理課	
災害用備蓄・資機材整備事業	防災危機管理課	(食料等の備蓄の推進)
火山噴火に対する「吾妻山火山防災協議会」への参加	防災危機管理課	
雪下ろし事故を防止するための注意喚起	防災危機管理課	
有害物質の拡散・流出防止対策の推進 <<再掲>>	環境課	(防災危機管理課)
原発事故対応マニュアルの作成 <<再掲>>	防災危機管理課	
災害ボランティアの受入れに係る社会福祉協議会との連携	社会福祉課	
建設関係団体との連携強化	土木課	(防災危機管理課)
除雪オペレーター育成支援事業	土木課	
適正な土地利用の推進 <<再掲>>	都市計画課	
都市計画道路の整備 <<再掲>>	都市計画課	

(B) 人材育成		
個別事業名	担当課	備考（交付金・補助金等における必須項目等、関係課等）
防災士の養成 <再掲>	防災危機管理課	
業務継続計画見直し <再掲>	防災危機管理課	

(C) 公民連携		
個別事業名	担当課	備考（交付金・補助金等における必須項目等、関係課等）
民間事業所等との連携強化	防災危機管理課	
支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備 <再掲>	防災危機管理課	
災害ボランティアの受入れに係る社会福祉協議会との連携 <再掲>	社会福祉課	
建設関係団体との連携強化 <再掲>	土木課	(防災危機管理課)
除雪オペレーター育成支援事業 <再掲>	土木課	
応急給水体制の整備 <再掲>	水道課	
防災拠点施設に供給する燃料の確保 <再掲>	防災危機管理課	災害時協定の締結（燃料）

(D) 老朽化対策		
個別事業名	担当課	備考（交付金・補助金等における必須項目等、関係課等）
市営住宅の耐震化・老朽化対策 <再掲>	建築住宅課	
公園施設長寿命化事業 <再掲>	都市計画課	社会資本整備総合交付金
水道施設の耐震化 <再掲>	水道課	
重要施設耐震化事業 <再掲>	水道課	防災・安全交付金（社会資本整備事業） 水道管路緊急改善事業
下水道施設の改築・耐震化 <再掲>		
公共下水道管渠改築事業 <再掲>	下水道課	防災・安全交付金
米沢浄水管理センター処理施設改築事業 <再掲>	下水道課	防災・安全交付金
浄化槽整備促進事業 <再掲>	下水道課 環境課	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
緊急輸送道路等の防災・減災対策 <再掲>	土木課	
(他)市道米沢駅東線 八幡原大橋耐震補強事業 <再掲>	土木課	防災・安全交付金（社会資本整備事業）
(他)市道笹原卸売団地線 歩道整備事業 <再掲> (し尿受入施設整備事業関連)	土木課	防災・安全交付金（社会資本整備事業）
新産業団地関連 道路整備事業 <再掲>	土木課	防災・安全交付金（社会資本整備事業）
(他)市道米沢環状市立病院線 道路整備事業 <再掲> (旧石垣町塩井線)	土木課	道路交通安全施設等整備事業（地区内連携）
都市構造再編集集中支援事業 <再掲>	土木課	都市構造再編集集中支援事業
道路施設点検・修繕事業 <再掲>	土木課	
道路維持管理事業 <再掲>	土木課	
橋りょう長寿命化事業 <再掲>	土木課	道路メンテナンス事業

(E) デジタル活用		
個別事業名	担当課	備考（交付金・補助金等における必須項目等、関係課等）
ガバメントクラウド移行事業 <再掲>	市民課	
防災DX化の推進 <再掲>	防災危機管理課	(魅力推進課、コミュニティ推進課、教育総務課)
米沢デジタルマップ（公開GIS）への防災情報の搭載	魅力推進課	(防災危機管理課)
指定避難所「避難者受付システム」の構築	防災危機管理課	
社会開放施設のスマートロック（リモートロック）化	コミュニティ 推進課	(教育総務課)
被災者台帳システムの構築・整備	防災危機管理課	(関係各課)
防災行政無線システム等更新・改修事業 <再掲>	防災危機管理課	
孤立危険性のある集落との通信手段の確保・訓練の実施 <再掲>	防災危機管理課	